



建産連ニュース

社団 法人 埼玉県建設産業団体連合会

'00/10

No. 86



川越まつり 川越市提供

建産連の

SLOGAN
活動指標

一、建設産業の果すべき社会的使命の重要性を自覚し、この事業を通じて県民福祉の増進に寄与する。

一、建設産業全体が連帶協調し、建設産業の社会的地位の向上に努める。

一、建設産業の経営体質の改善を図り、労働生産性の向上に努める。

一、総合工事業と専門工事業間の新しいパートナーシップを確立し、企業活動の活性化を図る。

一、建設産業の職場環境の改善と作業の安全を図るとともに、建設産業従事者の福祉向上に努める。

卷頭言

2000年版建設白書より 下水道について



小山保

本年7月「国土建設の現況」の報告に於て「活力と美しい環境を創造し、安全を支える国土づくり、まちづくりへの挑戦」をキャッチフレーズに施策の現状と課題、建設活動の動向等について紹介された中から、下水道に関し身近な点を抜粋考察してみます。

生活環境の改善、浸水の防除を役割として始まった下水道は、河川、湖沼等の公共水域の水質保全を役割として整備が進められておりますが、更に下水道施設及び資源の有効利用について求められており、各業界団体に於かれましても一考なされては如何と思う所存です。次に現時点で一部利用或は計画されているものについて記してみます。

1. 下水道施設の有効利用について

- ア) 上部空間の利用として、終末処理場の施設上に都市防災拠点やアメニティ向上のための公園、スポーツ広場、イベント会場等の建設。
- イ) 地下空間の利用では、下水管渠内に光ファイバーの設置によりIT社会に情報ネットワークを形成する。

2. 下水汚泥及び焼却灰の資源活用

- ア) 下水汚泥のコンポスト化（肥料）、消化ガスによる発電、固形燃料化。
- イ) 焼却灰混合セメント化、焼却灰や溶解スラグの建設資材化。

3. 汚泥焼却熱の利用

隣地に老人ホームや健康ランド等の施設に浴用、室内暖房として利用

4. 下水処理水の再利用

現時処理水については、工業用水、環境用水、水洗トイレ用、積雪の排除等に利用されている。近時下水管渠内で発生する熱源を利用し地域の冷暖房等にも活用されるようになった。

5. せせらぎ水路

下水道整備の進展に伴い、下水処理水の水量は生活用水の4分の3に相当、都市内に於て貴重な水資源となりつつあります。処理水、雨水や開水路等の施設活用を計り貴重な水辺を保全し失われた水辺復活により人と水のふれあいに、やすらぎやゆとりを感じ、水と緑の景観を生み出す様な“せせらぎ”形成が求められており、県内でもいつくか見うけられるようになりました。

「都市化の進展に伴い周辺の水辺が失われ水質汚濁も著しい中、うるおいのある親水空間の創造と昔日の生物相豊かな水環境回復のため下水処理水を“せせらぎ水路”として活用、新たな町のシンボルとして市民に親しまれている」と報道記事に接し、コンサルタント及び土木技術者等の結集された成果が水辺空間を創り出したものと強く感じた次第です。

(埼玉県下水道施設維持管理協会)

建産連ニュース・目 次

表紙写真説明

大江戸天下祭りの伝統を今に受け継ぐ川越まつり。毎年10月第2土曜日と日曜日に開催され、絵巻物さながらに華麗な山車が引き回されます。

◆ 卷 頭 言	1	
◆ 行政情報		
(1) ビオトープ創造事業に対する埼玉県の取組み	3	
(2) 電線地中化事業の概要	7	
(3) 県の新入札制度中間報告書	11	
◆ シリーズ特集 「21世紀を展望したまちづくり（その83）」		
— 川 越 市 —	15	
◆ 講演会開催のお知らせ	18	
◆ 連合会の動き		
(1) 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会	19	
(2) 専門工事業イノベーション戦略説明会	20	
(3) 全国府県建産連会長会議開催	21	
(4) 企業倫理に関する研修会	21	
(5) 企業倫理確保の通知	23	
(6) 理事会、委員会報告	24	
◆ 企画シリーズ・埼玉県の文化遺産めぐり 埼玉県の文化財建造物 (4)		
— 浦和市の建造物 —	26	
◆ 告 知 板		
(1) 首都圏外郭放水路貫通記念イベント	33	
(2) 県が「IT活用総合対策会議」設置	33	
◆ 連 載 埼玉が生んだ著名人物伝（その14）		
野口 源三郎	— 間仁田 勝 —	34
◆ 建産連だより		
会員団体の動静	39	
◆ 連合会日誌	43	
(附)建設物価調査会案内広告	44	

行政情報(1)

ビオトープ創造事業について

埼玉県環境防災部自然保護課

はじめに

埼玉県は、首都圏に位置しながら、奥秩父の原生林から武蔵野の面影を残す雑木林や屋敷林、荒川や利根川などに縁どられた水田まで、多種多様な自然環境に恵まれています。

しかしながら、昭和30年代以降の急激な人口増加による都市化の進展に伴って、一昔前はどこでも見られたメダカやドジョウなど、身近な生き物の生息環境は、急速に失われてきています。

そのような中、埼玉県では生き物が共生できる自然豊かな県土を目指し、河川、道路、公園の整備などの公共工事の中で野生生物への配慮を行い、野生生物の生息・生育空間を復元・創造していくビオトープ創造事業に取り組んでいます。

1 ビオトープとは

ビオトープとは、生物を意味する“B i o”と場所を意味する“T o p e”を合成したドイツ語で、直訳すれば「生物生息・生育空間単位」を意味します。また、生物学ではその意味を「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域」（生物学事典；築地書館）と定義しています。このようにビオトープは従来の「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が住めることを中心に考えられた自然環境の中の一空間であると言えます。

2 埼玉県におけるビオトープ創造事業に関する取組み

(1) 取組の経緯

埼玉県においては、平成2年度にビオトープ創造に関する調査研究に着手して以来、以下のような経緯により、ビオトープ創造事業を推進してまいりました。

自然と共生する環境をめざして

—ビオトープ事業推進のための手引きーの作成（平成4年3月）

公共事業にビオトープを導入する際の手法をまとめたもの。

[主な内容]

1 ビオトープづくりの原則

<生物多様性の保護>

①生物の生息空間として、より広い空間をめざす。②多様な環境空間の保全と創出を図る。③環境の変更は最小限とし、やむをえないときは補完処置や代替措置を講じ、環境の多様性を維持する。

<生態系としての連続性の確保>

①周辺環境との質的な連続性をもたせる。②移動経路を確保する。③透水性を確保し、人工物で被覆しない。④有機物の循環を図る。⑤農薬などを制限するとともに、場合によっては生態系の力を利用する。

<人為からの保護・遮断>

①待避場所を確保する。②緩衝帯を設ける。

2 ビオトープネットワークの考え方

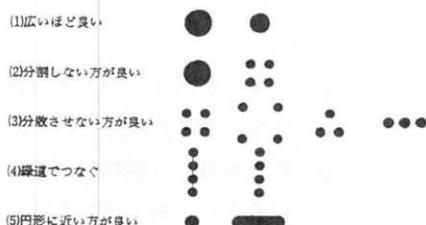
ビオトープは周辺環境とのつながりのなかで保たれており、ビオトープ自身の保全だけではなく、ネットワークを図ることが必要となる。ビオトープネットワークは、以下のような形態で構成される。

核（コア） 山林・大規模平地林・河川敷・湖沼・大規模公園

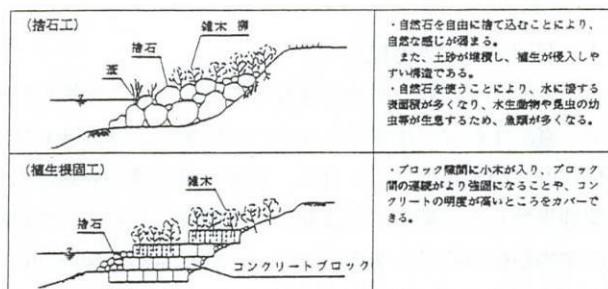
回廊 中小河川・平地林・農道・緑道・中規模公園

拠点 小川・屋敷林・小規模公園

(効果的なよい自然の残し方)



(工法の例)



ビオトープ創造府内推進会議の設置（平成4年5月）

野生動植物の生息・生育空間を踏まえた質の高い自然環境（ビオトープ）の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため設置。府内25課室で構成。

ビオトープ創造に向けての基本的取組み方針の策定（平成4年11月）

〔主な内容〕

• 統括的配慮事項

①事前の自然環境の現況把握 ②工事の際、環境への負荷を極力押さえ、地域の生態系に配慮しつつ、より豊かな自然環境の創出 ③施行後に必要な管理を行う

• 事業地の選定及び領域設定における配慮事項

①希少野生動植物の生息・生育に配慮した事業地の選定 ②環境推移帯（エコトン）の確保 ③動物の行動圏に配慮したゾーニングを行う

• 水辺、樹林地、草地、市街地、公共施設内における工夫

自然と共生する環境をめざしてⅡ

－ビオトープ創造事業地域別適用指針－の作成（平成6年3月）

ビオトープ創造事業のさらなる拡大を図るため、おのののビオトープ創造事業の中で、どのような生物を目標にして、環境の創造を図ればよいのか、その生物が生息する環境は、どのようなものかについて提示したもの。

具体的には、環境軸（利根川・荒川・中川）を骨格として、目標とすべき希少種、指標種、高次消費者等を総合的に考慮し、地域別の適用指針を策定（地域区分：①中川・加須低地、②大宮台地、③荒川以西、④台地丘陵帯、⑤低山帯、⑥山地帯、⑦亜高山帯）

埼玉県エコシビルエンジニアリングガイドブックの作成（土木部、平成9年3月）

自然との共生、循環型社会の実現のために必要な一連の環境土木技術で、道路事業・河川事業等において、計画・設計・施工・維持管理における環境技術や手法を解説したもの

(2) 主な事例

平成11年度末現在におけるビオトープ創造事業の実施箇所数は、事業の開始以来累計で257か所となっています。最近の主な事例を紹介します。

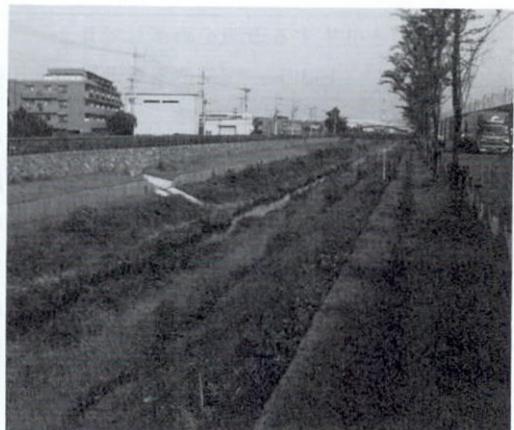
〔国道140号皆野寄居バイパス〕

国道140号皆野寄居バイパスの整備に伴い、そのミティゲーション（代償行為）として設置されたビオトープです。



〔笛目川〕

県南部を流れる笛目川における多自然型川づくりの事例です。笛目川流域では、浸水被害防止のための改修を行っていますが、その一部区間を生物の生息に配慮した多自然型とともに、親水性にも配慮した整備を行っています。



[柴山沼]

白岡町にある農業用ため池を県営水環境事業として整備した事例です。コンクリート護岸から自然護岸への改修やケヤキ等の郷土種を植栽するなどして自然度の高い空間を作りだしています。



おわりに

以上のように、埼玉県ではビオープ創造事業を推進し、野生生物の生息・生育空間の復元・創造に努めていますが、人と生き物が共生できる自然豊かな県土を形成していくためには、県だけの取組では限界があります。市町村、事業者、県民・民間団体の各主体が、それぞれの立場で野生生物の生息・生育空間の復元・創造が行われる必要があります。

そのため県では、現在の取組みをより一層進めるとともに、ビオトープ概念の普及啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。

行政情報(2)

電線地中化事業

－埼玉県土木部道路環境課－

1 電線地中化の目的

我が国の都市部は、道路上に電柱が林立し電線が縦横に走っており、「欧米の主要都市と比較して遅れている。」との声が多くありました。このため、大きく次の3点を目的に電線地中化の事業が始まりました。

- (1) 安全かつ円滑な交通の確保。
- (2) 都市景観の向上。
- (3) 災害に対するライフラインの安全性と信頼性の向上。

2 電線地中化の経緯

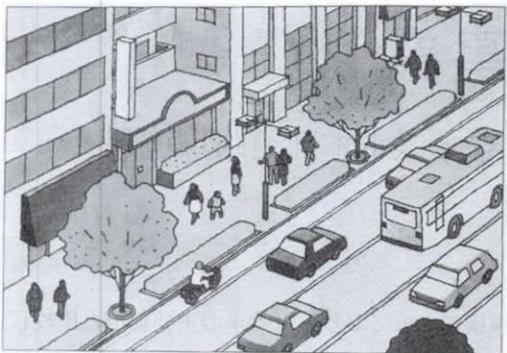
電線地中化は、昭和52年の「電力業界の円高差益施策」がひとつの契機となりましたが、本格的にスタートしたのは昭和61年4月の「総合経済対策」に電線地中化事業の一層の推進が盛り込まれたことによります。埼玉県もこのときを契機に具体的に地中化が始まりました。その後、おおむね5ヶ年毎の計画を基本にして地中化を推進し、現在は、平成11年から始まった新電線類地中化計画を基に積極的に行っているところです。

3 どんなところで電線地中化が行われるか

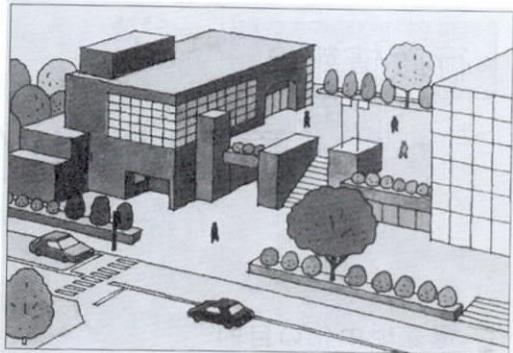
ここでいう電線とは、いわゆる「電力線」や「通信線」などが対象となります。これら電線類の地中化をすべての地域において実施するわけではありません。

地中化の必要性、整備効果等の高い以下の地域を対象として行います。

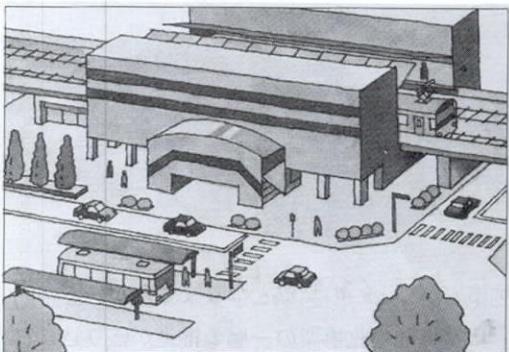
- (1) 比較的大規模な商業業務地域
- (2) オフィス街
- (3) 駅周辺地区
- (4) 景観の優れた地域
- (5) 中規模商店街
- (6) 住居系地域の幹線道路



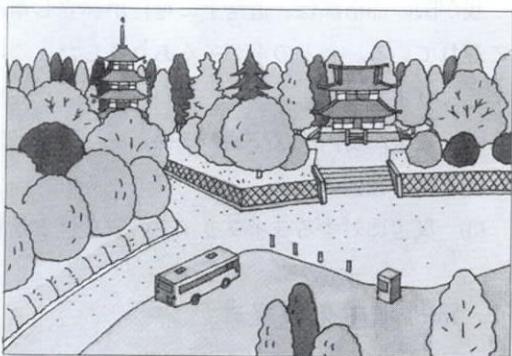
比較的大規模な商業業務地域



オフィス街



駅周辺地区



景觀の優れた地域



中規模商店街



住居系地域の幹線道

4 電線地中化の方式

電線を地中化するには、いくつかの方式がありますが、形状的な特徴を歴史的に登場した順に紹介します。

① 共同溝方式

電線類に限らず、ガス管、水道管、下水管などの道路占用物を全部一括してボックスカルバート内に収納して車道下に埋設するものです。埼玉県では「さいたま新都心」がこの方式を採用しています。建設費が非常に高価となるため、県内でこの方式が採択されるのは稀です。

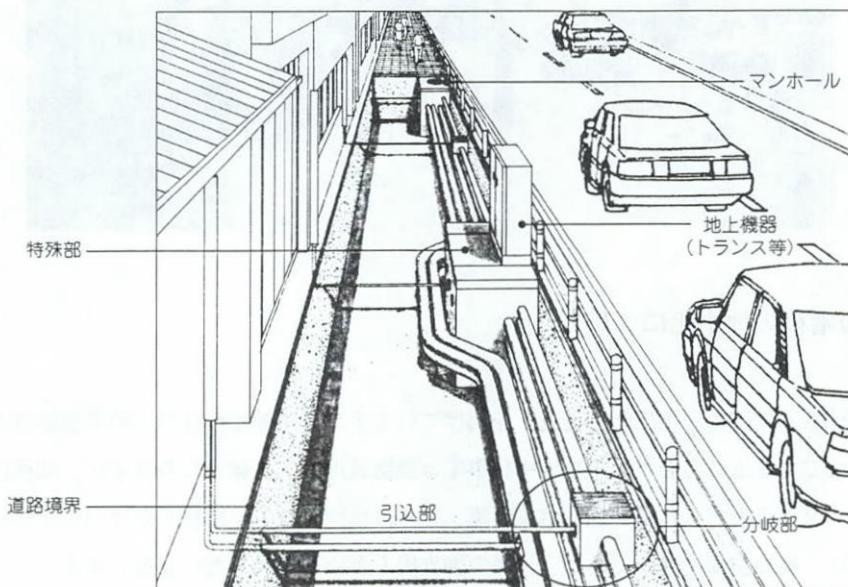
② キャブシステム

キャブとは、①の共同溝方式を小規模にした形で、電線類のみを蓋掛け式のU字型側溝に収納し、それを主に歩道下に埋設したものです。浦和市の旧中山道浦和駅周辺がこの方式で整備されています。その他県内でもいくつか事例がありますが、キャブシステムも建設費が割高となるため、現在は用いられていません。

③ 電線共同溝方式

電線共同溝方式は、前2者の建設コストが高い等の短所を改善し、設置延長の進捗を図ったものです。構造的には、電線類の取り出し部や接続部は箱形の軸体を埋設しますが、一般部は塩ビ管などの管材料を用いて地中化します。このため、施設が大変コンパクトになり、管路の屈曲も容易なため施工が楽になり、コストが大幅に縮減されています。現在、これが主流の方式となっています。これと類似の方式として、「自治体管路方式」というものがありますが、制度的な違いだけで構造的にはほとんど同一といって差し支えありません。

◆電線共同溝のイメージ◆



5 電線地中化の工事手順

工事が始まる前の、道路に電柱等が林立した状態から、完成後のスッキリとした景観となるまでは、次のような手順で出来上がります。

①支障物件の移設 → ②本体の施工 → ③電線、電柱類の撤去 → ④歩道の美装化

◆加須市の例

<事 業 前>



<事 業 後>



6 今後の電線の地中化について

現在、国は基本施策に「IT化の推進」を掲げていますが、電線地中化はこの基盤施設として大いに期待されているところです。電線地中化事業は道路管理者が主体となります。関係自治体をはじめ東電やNTTといった電気通信事業者等、さらには地元の方々の協力が不可欠となります。

今後もより一層の整備推進のために、皆様の御支援と御協力を賜りたいと存じます。

建設工事に係る入札方式等契約事務の改善に関する報告書（中間）

平成12年9月 談合防止に係る建設工事入札
及び契約事務検討委員会

1 検討委員会の経緯

平成12年7月に執行された埼玉県営スポーツ文化公園の陸上競技場の入札において、談合の疑いが払拭できない事態が生じ、落札者との契約締結を見送るという異例の事態に进展した。

また、これに関連し、6月定例県議会においては、「談合疑惑の徹底解明と再発防止に関する決議」が全会一致で可決されたところである。

さらに、建設業務委託に関しても適正な執行を求められている。

このため、「談合は県民を愚弄するもので断固許さない」という、談合根絶に向けた知事の強い指示を受け、県が発注する建設工事についての談合防止対策の強化及び契約事務の適正な執行を図るため、鈴木副知事を委員長とする「談合防止に係る建設工事入札及び契約事務検討委員会」を平成12年8月16日に設置したところである。

委員会は、8月21日の第一回会議を皮切りに、談合防止対策や県内企業対策について、これまでに8回の会議を重ねてきたところであり、本報告書は、委員会での検討事項を中間報告として取りまとめたものである。

2 現状の課題

談合防止や契約事務の適正な執行を図る上で、以下の事項が現状の課題となっている。

(1) 入札・契約制度

現行の入札方式は、

- WTO対象工事（25億円以上）は、WTO一般競争入札

- 1億円以上25億円未満の工事は、制限付き一般競争入札、公募型指名競争入札、意向反映型指名競争入札
- 1億円未満の工事は、指名競争入札を、原則として運用してきたところである。

しかしながら、一般競争入札でも、指名競争入札と同様に、談合により受注業者が決定される余地があるほか、不良不適格業者の参入が可能であるという課題がある。

また、一般競争入札等の入札参加条件として一定の経営事項審査点数を設定しているが、これにより入札に参加できる者が絞られ、談合が容易になるという課題もある。

(2) 設計業務の発注方式等

設計業務委託については、ほとんどが指名競争入札で発注されているが、実績重視の指名や特定分野において業者が少ないことなどから、受注業者に偏りがある。

さらに、高度な技術力を要する特殊な設計業務については、価格のみの競争にはなじみにくいものもある。

このほかにも、設計業者が受託した業務の主たる部分を再委託しているという風評がある。

(3) 指名停止などの制裁措置等

談合や独占禁止法違反行為に対する制裁として、現行の指名停止措置基準では再発防止のための抑止力が弱い。

また、関東甲信地域以外での談合や独占禁止法違反行為は指名停止の対象外であることから、関東甲信地域以外で違反行為をした業者が県の入札に参加できるという課題がある。

(4) 県の組織体制の見直し

設計積算から入札契約、現場管理、検査までの一連の業務を所管部局で担当することが、公正・公平な入札を実施する上で妥当であるかという課題がある。

また、適切な業者選定や談合情報があつた場合などについて、第三者的視点からの対応も必要である。

(5) 業界団体への指導

業界団体に対しては、これまで法令遵守や企業倫理確立に向けて、自主的取り組みを図るよう重ねて要請してきたところであるが、このたびの陸上競技場の入札結果を見ても依然として談合の疑いが払拭できない状況にある。

3 課題に対する方向性

(1) 建設工事における入札・契約制度の改善について

① 新しい入札方式

新しい入札方式としては、総合評価方式や抽選方式を新たに導入すべきである。また、こうした新たな入札方式を含め、工事金額に応じたランク分けを導入し、工事規模や内容に応じて適切な方式を選択しつつ、談合防止に努める必要がある。

なお、ランク分け及び入札方式は次のとおりとする。

- WTO 対象工事（25億円以上）には、WTO一般競争入札に加え、新たに公募型指名競争入札を導入するとともに、総合評価方式や抽選方式を取り入れる。
- 5 億円以上25億円未満の工事には、制限付き一般競争入札、公募型指名競争入札に加え、新たに、意向反映型指名競争入札の活用を進めるとともに、総合評価方式や抽選方式を取り入れる。
- 1 億円以上 5 億円未満の工事には、制限付き一般競争入札、意向反映型指名競争入札に加え、新たに、公募型指名競争入札の活用を進めるとともに、総合評価方式や抽選方式を取り入れる。
- 1 億円未満の工事は、指名競争入札によるものとし、新たに、総合評価方式や抽選方式を取り入れる。

② 大規模工事等への県内企業の参加

制限付き一般競争入札や公募型指名競争入札等の対象となる大規模工事等について、県内業者の入札参加者を増加させることは、入札の競争性を高めるとともに、県外大手企業のみの場合に比し、談合が起きにくいと言える。

このため、入札参加条件としての客観的評価要素である経営事項審査点数に工事成績等の評点を付加して業者を選定できるよう、県独自の評価方式を導入し、県内業者の入札参加機会を拡大すべきである。

なお、こうした大規模工事等への県内業者の参加を促進することは、県内業者の技術力の向上も期待できることとなる。

参考

① 共同企業体の工区抽選や結成抽選

工区分けや J V の結成を抽選により決定する方式であり、偶然性を取り入れることにより談合の防止が期待できる。抽選方法は、一般競争入札のほか、指名競争入札でも活用できるが、WTO 対象工事では政府調達協定との関係もあることから、個々の案件ごとに判断する必要がある。

② 入札直前に業者を抽選で決めるセレクトテンダー方式

入札参加業者数の 1.5~2 倍の指名候補者をあらかじめ選定した上で、入札日当日に、抽選により入札業者を決定する方式である。

業者選定に抽選による偶然性を取り入れ、入札参加者を入札直前まで不確定にすることで談合の防止が期待できるが、WTO 対象工事では活用できない。

この方式は、抽選に外れた業者にとっては、結果として入札参加努力が活かされないこととなるが、数多くの指名候補者を選定する点で受注機会を拡大する効果もある。

③ 総合評価方式

総合評価方式は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定することから、より談合の起きにくい方式で

ある。

総合評価方式は、一般競争入札（WT O対象工事を含む）や指名競争入札と組み合わせて用いる落札者決定方式であり、事業実施に当たっての総合的なコストや

工事目的物の機能等に相当程度の差が生じる工事に適している。なお、実施に当たっては、複数の学識経験者の意見を聞く必要がある。

入札方式の概要

項目	入札タイプ (W T O)	一般競争入札 (制限付)	公募型指名競争入札 (技術審査タイプ)	意向反映型 指名競争入札 (標準タイプ)	通常型指名競争入札
金額区分	2.5億円～	○	×	◎	×
	5～2.5億円未満	×	○	○	◎ △
	1～5億円未満	×	○	◎	○ ○
	1億円未満	×	△	△	◎ ○
方	工区	○	○	○	○
	JV結成	○	○	×	×
式	セレクトテンダー方式	△	△	△	○
式	総合評価方式	○	○	○	○
	混合入札	○	○	○	○
◎は、新たに取り入れるもの。 ○は、現在取り入れているもの。 ×は、実施不可能なもの。 △は、実施可能であるが採用しないもの。					
対象工事		政府調達協定の対象となるもの	大規模建設工事等の中から所管部局長が指定するもの 協定対象外で施工技術が確立しているもの	技術的難度が極めて高いもの 左記以外のもの トンネル工事、下水道施設工事、調整池築造工事、電気・機械設備工事、施設建築工事、長大橋梁工事 新工法・新技术採用工事 等	比較的大規模な建設工事等の中から所管部局長が指定するもので技術的難度が比較的高いもの 例) 道路改築工事 用・排水路工事 配管設備工事 橋梁工事 等 左記以外のもの

(2) 設計業務の発注方式等の改善について

- ① 業者選定の偏りを解消するため、定型的な設計業務については抽選方式も取り入れ、非定型的な業務については簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）も導入べきである。
- ② 高度な技術力を要する特殊な設計業務については、業者の提案内容と技術者の能力を総合的に評価する公募型プロポーザル方式（総合評価型）や詳細設計・施工一括発注方式を積極的に活用することが必要である。
- ③ 各種の設計業務について、設計JVの活用により、県内業者の技術力の向上を図り、入札の競争性を高めることも必要

である。

- ④ 主たる業務について役務の提供を受けたり再委託した者に対しては、指名停止等の制裁を科すべきである。

今後は、業務の内容に応じて適切な方式を選定し、談合防止に努める必要がある。

参考

- ① 公募型プロポーザル方式（総合評価型）
業者の提案内容と業務を担当する技術者の能力との双方を評価して、契約の相手方を決定する方式。高度な知識と応用力・構想力を要する業務に適する。
- ② 簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）
業者の提案内容をも考慮しつつ、業務

を担当する技術者の能力に重点をおいて評価し、契約の相手方を決定する方式。高度な知識又は応用力・構想力のいかかを要する業務に適する。

(3) 詳細設計・施工一括発注方式

予定価格を設定できる水準の概略設計を行った後、詳細設計と施工を併せて発注する方式。

(3) 制裁措置等の強化について

① 入札参加資格の抹消

談合を行った業者で極めて悪質と知事が認めた者に対しては、指名停止にとど

まらず入札参加資格を抹消できるよう、「埼玉県建設工事請負等競争入札参加資格者の資格等に関する規程」を改正する。

また、抹消後2年間は入札参加資格を与えないものとする。

② 指名停止措置の強化

談合に関連した措置基準の下限、上限をそれぞれ延長する。

また、関東甲信地区に限定している地域要件を拡大し、国内で発生した談合罪、独占禁止法違反行為については、すべて指名停止の対象とする。

<独占禁止法違反行為に対する措置基準>

	県発注	県内	関東甲信	全国
現 行	3月～9月	2月～9月	1月～6月	—
改正案	6月～12月	3月～12月	2月～12月	2月～12月

<談合罪に対する措置基準>

	県発注	県内	関東甲信	全国
現 行	3月～12月	2月～12月	1月～9月	—
改正案	6月～12月	3月～12月	2月～12月	2月～12月

(3) 建設業法に基づく指導強化

談合罪や独占禁止法違反の疑惑を生じさせた建設業者等に対して、再発防止のため、建設業法に基づく指導・勧告を的確に行うべきである。

(4) 談合防止などに向けた組織体制の拡充について

① 発注者側の組織体制の整備

入札の透明性をさらに高め、公正・公平な入札を実施する必要がある。

このため、全庁的に、一定規模以上の建設工事及び建設工事に係る設計・調査・測量業務を対象に、所管部局から独立して、業者選定、入札、検査業務を担当する、新たな組織を設置すべきである。

② 第三者機関の設置（入札監視委員会の設置等）

入札契約状況や談合疑惑案件への対応などを、第三者的視点から監視するため、学識経験者等からなる、「入札監視委員会（仮称）」等を設置すべきである。

(5) 業界団体への指導強化について

業界団体に対しては、業界における談合防止のための検討委員会の設置や自主的取り組みについての報告を求めるなど、継続的な指導が必要である。

4まとめ

本委員会での検討事項についてはすでに試行したものもあるが、談合の防止は喫緊の課題であるので、本報告書の提案は、可能な限り速やかに実施すべきである。

新しい入札方式については、今後、各発注機関において概ね1年間試行し、入札結果に及ぼす影響などを検証した上で、正規の方法として採用することとする。

なお、入札・契約制度の透明性や競争性の向上については、今後とも、さらに取り組んでいくことが必要である。

また、現在国において検討中の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律案（仮称）」への対応を積極的に図ることも必要である。

自然と歴史を生かし、市民がいきいきと、 新しい暮らしを創造するまち

輝かしい未来に向かって全市民が一体となり、
夢と希望にもえ、新しい歴史を刻んでいきます。



川越市長 舟橋 功一



川越駅

■はじめに

川越市には毎年多くの観光客の方々が訪れます。藏造りの町並みや時の鐘をはじめ、川越まつりや徳川ゆかりの寺院など、首都圏にありながら長い歴史に培われた伝統や文化が今も受け継がれているところに魅力を感じていただいているのではないでしょうか。

こうした川越市の持つ歴史や伝統、文化について、これからも大切に守り伝えていか

なくてはならないものですが、一方で、人口32万人を抱える首都圏の拠点都市として、商工業をはじめとした産業の振興を図り、都市基盤の整った誰もが住みよいまちづくりを進めています。

■中心市街地の活性化

川越市の中心市街地は、江戸・明治期に城下町を基本として形成されました。時代の

推移に伴って徐々に鉄道駅周辺に南下拡大し、現在では川越駅と本川越駅周辺が最も賑わいをみせています。

しかし、自動車利用による買い物客の増加により、幹線道路の沿道に大型店などの出店が進んだほか、都心へのアクセスが便利になったり周辺市町への大型店の出店が進み、相対的に中心市街地の商圈は縮小傾向にあり、中心市街地の人口も減少しています。

平成10年、国においていわゆる中心市街地活性化法が制定され、川越市としても中心市街地の抱える諸課題を解決する良い機会ととらえ、市職員の手作りによって埼玉県内で最も早く「中心市街地活性化基本計画」を策定しました。

中心市街地活性化法は「市街地の整備改善と商業等の活性化の一体的推進」を目的としていますが、行政としては特に市街地の整備改善を主な役割として考え、商業等の活性化についてはTMOを主体にして、主にソフト施策の支援を図っていくものと考えています。

今回中心市街地のエリアを233.1haとかなり広範囲に設定しましたが、これは前述のような中心市街地の形成の経過と道路整備に大きな課題があることを踏まえたものです。

川越市は歴史的に県西部の中心的な都市であったことから、その中心市街地から放射状に周辺地域へ道路が伸び、さらに城下町特有の道路の形態が現存するという特徴があります。そのため、通過交通までもが中心市街地内に流入することになり、狭隘な幅員の道路に多くの車両が溢れ、慢性的な交通渋滞を引き起こしています。このことは単に交通問題にとどまらず、市民生活や商業等にも大きな

影響を与えています。

こうした問題を解消するために都市計画道路の整備が求められていますが、計画決定後長期間にわたって事業に着手されていなかったり、事業に着手したものであっても地価の高騰の影響や複雑な権利関係の存在など、なかなかその整備が進捗していませんでした。



蔵造りの町並み

ここで中心市街地の活性化を進める上で、改めてこうした道路整備の問題を課題としてとらえ直し、優先して整備を進める路線の洗い出しを進めています。さらに中心市街地内の交通全般についても検討し、駐車場の整備と駐車場案内システムの導入、パークアンドバスライド、バスの利便性の向上方策、交差点改良などの取組を進めているところです。

また、市街地の面的な整備や駅間連絡の利便性の向上も図る必要があり、関係機関等との連携を図りながら検討に着手しています。

産業等の活性化については、川越商工会議所が「川越中小売商業高度化事業構想」を策定しTMOに認定されましたが、これも県内では最初のものでした。今年度からその構想に基づいて、具体的な事業を開始します。

今後、「中心市街地活性化基本計画」に位置づけた事業の具体化を進めるとともにTMO

Oとの連携を図り、トータルな取組によって中心市街地の活性化を進め、川越市全体にも波及効果が及ぶようにしていきたいと思います。

■平成15年度に中核市へ移行

中核市は、政令指定都市以外の都市で、規模や能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化して、できるだけ住民の身近で行政を行うことができるようにするため、平成6年度の地方自治法の改正によって創設された都市制度です。基本的には県庁所在都市等を地方分権の受皿として整備することを目的とした制度で、政令指定都市に準じた事務や権限の移譲がされることから「第二政令指定都市制度」などとも言われています。

中核市に移行するためには人口、面積及び人口が50万人未満の場合は地域の中核性を有していること（具体的には、昼夜間人口比率が1以上）という3つの要件があり、これまで川越市は唯一昼夜間人口比率だけが0.92と



クレアモール（商店街）

基準を下回っており、中核市に移行することができませんでした。首都東京に近接した立地条件にあり、ベッドタウンとして人口が急増した経緯など

からみて、なかなかハードルの高い要件でした。

しかし、昨年のいわゆる地方分権一括法の成立に伴う地方自治法の改正により、昼夜間人口比率に関する要件が緩和され、今年度中核市移行に必要な全ての要件を具備することになりました。

中核市に移行することのメリットとしては、埼玉県から多くの事務が移譲されることによって、より市民に身近な所で、かつより多くのサービスをより早く提供できたり、事務を一體的に処理できるほか、権限の拡大に伴って地域の実情に合った主体的なまちづくりが可能となることがあります。また、政令指定都市に次ぐ都市制度上の位置づけを得ることによって、都市のイメージアップにもつながります。

現在、川越市は平成15年度に中核市に移行できるように準備を進めています。地方分権が地域の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を形成していくという

趣旨であることをしっかりと受け止め、行政としての責任を果たしていくという積極的な姿勢こそが真の地方分権を推進していく上で大変重要なことだと認識しており、この考えに基づいて中核市への移行に向けて積極的に取り組んでいます。今年度から中核市準備室などの組織的な体制の整備を図り、同時に移譲される事務の洗い出し作業等の実務的な準備も開始しています。今後

は埼玉県との事務の移譲に係る協議や移譲される事務に対応できる職員の育成、保健所の設置などの多くの課題がありますが、市民の皆様に中核市への移行によるメリットを実感

して頂けるようにしていきたいと思います。

■首都圏の諸機能を担う業務核都市

川越市は、平成11年3月に閣議決定された「第5次首都圏基本計画」において、新たに業務核都市の指定を受けました。これまで埼玉県内では大宮市・浦和市及び熊谷市の2地区が業務核都市に指定されていましたが、今回の指定で春日部市・越谷市も新たに指定されましたので、県内は全部で4地区となりました。

業務核都市は、「首都圏整備法」に基づいて、首都圏の人口規模や土地利用、その他の整備計画の基本的な事項を定めた「首都圏基本計画」に位置づけられた、首都圏における地域の中核的な都市のことです。業務核都市はその指定を受けると首都圏の諸機能の適正配置の受け皿として育成整備されることになります。

業務核都市としての整備にあたっては、その整備の基本方針を位置づけた「業務核都市基本構想」を策定する必要がありますが、この基本構想の策定は埼玉県が行います。現在、埼玉県を中心に川越市と業務核都市整備の効果が及ぶと想定される関係市とで、平成14年度を目標に基本構想が策定できるように作業を進めています。この基本構想が策定されると、そこに位置づけられた各種の策定に国の支援が得られ、地域整備を一層進展させることができます。

■21世紀のまちづくり

川越市のまちづくりの基本的な方針は、平成8年度に策定された第二次川越市総合計画に位置づけられていますが、今年度でその前期基本計画の期間が満了となります。現在平成13年度から向こう5年間の後期基本計画の策定を進めていますが、ちょうど21世紀のスタートに合わせた基本計画となるものです。

これまでも歴史と伝統、文化を生かしながら、地球環境問題への先取的な取組をはじめ、時代に即応した積極的な都市づくりを展開してきましたが、中核市への移行などは川越市にとって市政施行以来の大きな都市制度上の

変革となります。こうしたこと良い機会としてとらえ、埼玉県西部の、そして首都圏の拠点都市としてふさわしいまちづくりを推進していきます。

講演会開催のお知らせ

当連合会では、IT活用の推進の一環としての建設CALS/ECに関する知識と認識を深めるため、講演会を次のとおり開催することとしました。多数のご参加をお待ちしております。

1 日 時

平成12年11月29日(水)

午後1時30分～3時10分

2 場 所

埼玉県建産連会館センター

大ホール

(浦和市鹿手袋4-1-7)

3 主 催

(社)埼玉県建設産業団体連合会及び
(社)埼玉県建設業協会浦和支部共催

4 講演のテーマ

「建設CALS/ECについて」

5 講 師

千葉工業大学 工業デザイン学科
助教授 寺井 達夫氏

6 対象者

建産連加盟団体会員及び埼玉県建設業協会浦和支部会員

7 参加費

無 料

連合会の動き

埼玉県建設生産システム合理化推進協議会

8月25日正午から埼玉建産連会館特別会議室で埼玉県建設生産システム合理化推進協議会を開催した。

事務局の山村当建産連常務理事の司会で、島村協議会会长（当建産連会長）の挨拶のあと、出席のアドバイザー（財）建設業振興基金西澤公陞構造改善第1部長、（社）全国建設産業団体連合会小野澄治専務理事の紹介、各委員、オブザーバーの自己紹介、配布資料の確認の後、島村会長を議長に議題に入った。

議題は、①県協議会の活動状況について、②平成12年度地方システム協議会の重点事業について、③電子会議の試行について、④建設産業構造改善推進3ヵ年計画等について、⑤元・下契約関係の適正化推進について。

まず、①県協議会の活動状況については、山村常務理事から最近の第15回協議会（3月27日）までの主な活動状況が報告された。

②平成12年度地方システム協議会の重点事業については、全国建産連小野専務理事が、全国建産連の重点事業として、元・下契約関係の適正化に資する事項について平成11年度末から府県地方システム協議会で取り組みを行っている次の四つの事項について報告した。

- (1) 建設工事原価計算基準（岩手県システム協議会）
- (2) 多能工育成とフォローアップ（石川県システム協議会）
- (3) 元請・下請間及び二次・三次等間の請

負契約書締結の徹底（静岡県システム協議会）

- (4) 中小建設業の情報化とC I - N E T（京都府システム協議会）

さらに、平成12年度から13年度までの事業として取り組んでもらう次の三つの事項について説明を行った。

- (1) 地方建設業者の企業評価のあり方（福島県、徳島県システム協）
- (2) 電子会議室（埼玉県、熊本県システム協）
- (3) リフォーム市場育成（長野県システム協）

小野専務理事は今後も元下ともにメリットのある事業を進めて行きたいと結んだ。



③電子会議の試行については山村当建産連常務理事から説明を行った。山村常務理事は、この事業が全国建産連からの依頼を受け、当建産連経営改善委員会で承認され、当協議会の事業の一つとして実施されるものであることを説明するとともに、情報交換の迅速化、コスト削減につながる電子会議の仕組みの概要、平成12年8月からの3ヵ年計画で、第1年度は、9月に打ち合わせ会、10月から月1回のペースで実験を行う実施計画の概要、振興基金からの助成による事業収支計算書、目下ワーキンググループ10人の推薦を会員団体に依頼中であること等を報告した。

④建設産業構造改善推進3ヵ年計画等については建設業振興基金の西澤部長から建設省

が5月に策定した同3ヵ年計画について説明が行われた。同部長はまず、構造改善事業の推移について述べ、今回の3ヵ年計画は、第一次から第三次のプログラムの後を受けた第四次であるが、5ヵ年のプログラムとせず、3ヵ年の計画としたのはここ2、3年が正念場という厳しい認識からである、また、建設産業政策大綱や建設産業再生プログラムに沿ってどのような構造改善の取り組みを重点的に実施するべきかについてとりまとめたもので、第三次プログラムでは重点課題として7項目が挙げられたが、3ヵ年計画では4項目に絞り込まれているのが注目すべき点であると解説、1. 不良・不適格業者の排除の徹底、2. 建設生産システムにおける合理化の推進、3. 生産性の向上、4. 優秀な人材の確保・育成と雇用労働条件の改善の四つの重点課題についてそれぞれの要点を説明した。

1. については、具体的な事業内容として、建設業法の遵守の徹底、経営事項審査の資料を活用した建設業者に対する検査・監督の徹底等從来になく行政側のやるべきことを明示している。2. では、構造改善の根幹をなす元下関係の適正化について役割分担しながら実効性のある事業を推進するとしており、建産連に対する期待が大きいところである。

3. についてはITの活用と経営革新がうたわれ、特にリフォームなど成長分野への進出支援等が挙げられている。4. については基幹技能者、多能工の育成、活用の支援やITを活用した人材育成方策の検討等があげられていると説明した。西澤部長は最後に、振興基金ではこの3ヵ年計画推進のため新たに助成要綱を作成しており団体の活用を期待していると述べた。

⑤の議題「元・下契約関係の適正化推進について」は、町田副会長（経営改善委員長）から先の経営改善委員会でのフリートーキン

グで出された、大手業者の支店を統計上地元業者の中から排除して欲しい、市町村も地元業者を優先してもらいたい、総合建設業者の代金支払いの明文化を徹底して欲しい等の専門工事業者からの意見が報告された。

以上をもって協議会を閉会した。

「専門工事業イノベーション戦略」説明会4者共催で、全国に先駆けて開催



当建産連は、建設省、(財)建設業振興基金、建設産業専門団体協議会との4者共催で、8月25日埼玉建産連会館センター3階大ホールで、専門工事業イノベーション戦略説明会を全国に先駆けて開催、会員企業から約150人の大勢が参加した。

主催者を代表して島村会長が挨拶「専門工事業イノベーション戦略は、昨年7月に策定された「建設産業再生プログラム」が主として大手建設業を対象にしたのに対し専門工事業者を対象にまとめられたもので、厳しい状況の中、中小企業の経営革新は不可欠であり、今日の説明会を明日への前進の糧としていただければ幸いです」と述べた。

講師の建設省建設経済局建設振興課の佐竹洋一金融専門官（写真）は、まず、建設業を取り巻く全体の動きとして、国の財政再建路線の表面化に伴い、従来型の右肩上がりの公共投資は考えにくいとの共通認識が必要であり、大手

ゼネコン問題等を通じて、建設省が優勝劣敗、自助努力を促す建設産業再生プログラムを策定、さらにこれと併行して専門工事業者向けの今回の専門工事業イノベーション戦略を策定するにいたった背景を説明した。

続いて、テキストをもとに、専門工事業イノベーション戦略の意義として、専門工事業者の経営革新や将来戦略の道しるべであること、業種・規模に係らず経営革新の意欲のあるすべての専門工事業者を対象としたものであることを指摘した。さらに、現状のままであるすべての業者が生き残ることは不可能である現状認識のもとで、この戦略が、①多様な建設生産・管理システムの形成、②経営力・施工力の強化、③元請下請関係適正化、④人材確保・育成の四つの柱で構成されていることを明らかにした。

- ① 多様な建設生産・管理システムの形成では、比較的能力を持った業者を対象に、分離発注、異業種JV、CM方式について発注者にとってメリットがあるものとするという視点が必要としている。②経営力・施行力の強化はすべての業者が対象で、新工法、品質等による差別化、競争力強化のための多様な連携、特にリフォーム・メンテナンス市場への進出が重要であり、リフォームの戦国時代を専門工事業者が生き残れるか否かは楽観できないこと、ITの活用が求められていること等が指摘された。
- ③元請下請関係適正化については協力会の役割の変化等が指摘され、④人材確保・育成では、基幹技能者や多能工の確保、育成、IT対応人材の育成が指摘されていると説明した。

佐竹金融専門官は最後にイノベーションの事例百選を集め、建設省のホームページに公開しているので、活用して欲しいと結び、2時間に及ぶ説明を終えた。

全国府県建産連会長会議 各府県提案の10項目を決議

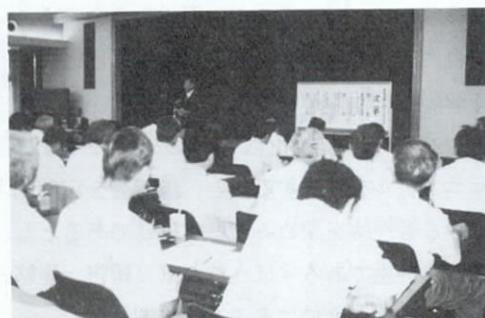
全国建設産業団体連合会の会長会議が9月13日福岡県福岡市で開催され、本県から島村会長等が出席した。各府県建産連の提案に基づき、10項目の決議を行った。主なものは次のとおり。

- ①真水で5兆円以上の補正予算による公共投資の追加
- ②公共事業予算を十分確保した平成13年度予算の早期成立
- ③公共事業施工平準化のためのゼロ国債等の拡大
- ④分離・分割発注を含む中小建設業者の受注機会の確保

席上全国建産連会長表彰が行われ、本県では次の2氏が受賞した。

高岡敏夫氏（埼玉建築設計監理協会）
目黒 有氏（埼玉県建設大工工事業協会）

県、建設業協会と 3者共催で企業倫理に 関する研修会を開催



当建産連は埼玉県、県建設業協会と三者共

催で、8月28日埼玉建産連会館センター3階大ホールで企業倫理に関する研修会を開催、会員団体企業から約300人の大勢が参加した。

主催者として、まず、県土木部岩佐勲次長が挨拶、「県職員の収賄事件と材料検査出張に係る不祥事について反省し、再発防止に取り組んでおり、また談合防止に係る建設工事入札及び契約事務検討委員会を設置し、国体工事談合疑惑報道については、工区を抽選にする全国初の方式を試行する等入札談合防止に取り組んでいるところであり、建設業界の理解と協力をお願いするため県と建設業団体共催でこの研修会開催になりました。」と述べ、企業倫理の確立を訴えた。

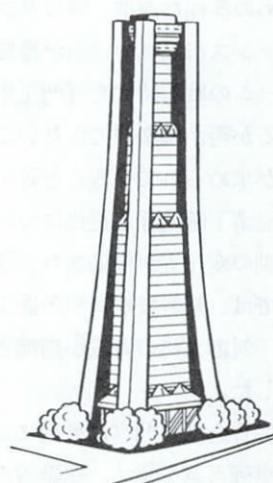
統いて、当建産連瀧澤源二郎副会長が島村会長の代理として挨拶、「収賄事件や談合疑惑が相次いでまことに遺憾であり、本日の研修会はタイムリーな会で、この機会に、社会資本整備の担い手として責任を自覚し、法の遵守に努めなければなりません」と述べた。

講演に入り、まず、(財)建設業適正取引推進機構の矢野誠一相談指導部長が「独占禁止法の遵守について—建設業とその関連業を中心として—」と題して講演した。同部長は前回の建設業の適正取引に関する講習会でも講演したが、今回は独占禁止法の3本柱でもある私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法のうち、特に不当な取引制限—いわゆる入札談合をテーマに説明、独占禁止法違反被疑事件に対する公正取引委員会の審査の流れについて過去、最近の事例を挙げて詳しく解説し、法の遵守を訴えた。また、独占禁止法遵守のため、団体、企業が分かりやすいマニュアルを作成すること、講習会を定期的にやる等理解を深めることが重要であるとし、さらに持論である「ほうれん草（報告、連絡、相談）」を義務付けることを強調した。

次に、県土木部総務課赤羽良介主幹が「県

の不祥事の再発防止に向けた取り組みについて」と題して講演した。赤羽主幹は、県職員の二つの不祥事を踏まえて作った再発防止策、①各課所に「倫理推進員」を設置、②再発防止マニュアルの作成、③契約事務の見直し及び改善、④業者受付窓口設置等職場の整備、⑤業者応対マニュアルの作成、⑥再発防止の取り組みの業界への要請等について説明、理解と協力をお願いした。

最後に、県土木部建設管理課高橋新吾副参考事が「法令の遵守について」と題して講演、企業倫理確立関連、談合防止についての関係団体への土木部長通知について説明、注意を喚起した後、建設業法について、総合工事業者の役割と責任、適正な契約の締結、一括下請の禁止等適正な施工体制の確立等「建設産業における生産システム合理化指針」を遵守して欲しい、さらに下請契約における代金支払いの適正化について配慮をして欲しいと要望した。以上で2時間半にわたる研修会を終了した。



企業倫理の確保について通知

建産連発第74号
平成12年9月25日

各会員団体長様

(社)埼玉県建設産業団体連合会
会長 島村治作

企業倫理の確立について

当連合会の運営につきましては、日頃からご協力をいただき、深く感謝いたしております。

さて、標記の件につきましては、先頃から、数回にわたってお願いをしてまいりましたが、新聞報道によってもご案内のとおり、さる9月19日知事から別紙写しのとおり、談合防止の実効ある対策を実施するようあらためて要請があり、また、口頭でも改善方厳しいご指導がありました。

つきましては、この要請の趣旨を十分ご確認のうえ、貴会員に対し法令の遵守等にかかる指導をさらに徹底され、貴団体としても、企業倫理の確立のための一段の対策を講じていただきますよう、ぜひともよろしくお願ひいたします。

建管第487号
平成12年9月19日

社団法人 埼玉県建設産業団体連合会
会長 島村治作様

埼玉県知事 土屋義彦

公共工事等における談合の防止について

県の建設行政の推進につきましては、日ごろから御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、公共工事等における談合の防止については、従来からその徹底を要請しているところであります。先般、県発注の公共工事をめぐる談合疑惑が生じたことは、県政に対する県民の信頼を失いかねない憂慮すべき事態であります。

談合は県民を侮辱する行為であり、6月定例県議会においては、談合疑惑の徹底した解明と再発防止に関する決議が、全会派一致で議決されたところであります。

このため、県では、県が発注する建設工事における談合防止を図るため、副知事を委員長とする談合防止に係る建設工事入札及び契約事務検討委員会を設置し、新しい入札方式などを鋭意検討しているところであります。

つきましては、建設業界においても実効性のある談合防止の対策を講じていただくとともに、二度とこのような疑惑が起こることのないよう貴会員に対して指導していただきますよう改めて強く要請します。

理事会・委員会報告

経営改善委員会

広報委員会



7月24日正午から建産連会館特別会議室で、島村会長同席の下に今年度第2回広報委員会を開催、①建産連ニュース第85号の発行について、②同第86号の編集案について、③「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集について、④その他を議題に協議した。

有山委員長が新任の挨拶、各委員が自己紹介を行ったあと、有山委員長を議長に議事を進めた。建産連ニュース第85号については山村常務理事から記事の掲載順に要点の説明を受けた後意見を求めたが特に指摘なく承認。次に同第86号の編集案について目次順に趣旨説明を受けたが、連載「埼玉が生んだ著名な人物伝」は執筆者の都合で休載となるむね説明され了解。また、会員脱会に伴う若干の発行部数削減が事務局から提案されたが、現状維持でいくことで了承された。さらに、建産連ニュースとの関連で、当建産連のホームページ開設案が話題になったが、近い将来の宿題として検討することで了承された。「埼玉の建設産業」ポスター・絵画募集については、新たに私立小中学校を加えて、従来通りの募集要領で実施することで了承された。

最後に次回開催日を10月25日（水）と決め散会した。



7月28日正午から埼玉建産連会館特別会議室で、島村会長同席の下に本年度第一回の経営改善委員会を開催した。

町田委員長が挨拶し、「景気は底を打って回復に向かっているとの見方もありますが、公共事業は先細りの感があり、建設産業は経営の合理化、構造改善の重要性が一層増して来ております。この委員会は従来の経営合理化委員会と構造改善委員会が合併したものであり、二つの課題は表裏一体で、平行して考えていくことも意義あると思います。

本日は経営改善と関連のあるC I ネットの簡易ツールについてのお話を聞きし、また電子会議の試行についてご意見をうかがいます。さらに、元下関係の問題点と改善策についてフリートーキングをお願いします。本日の会議が実りあるものになりますようご協力をお願いします。」と述べた。

続いて、島村会長が挨拶「当委員会は建産連の発足以来の大きな柱である元・下関係の改善策を進める重要な委員会であります。今専門工事業者も元請も大変厳しい状況に置かれていますが、合理化等を含めて改善策を協議していただきますよう。また本日は全国建産連から要請があった電子会議の試行についても、埼玉県がその先進県との要請かと思われますのでよろしくお願ひいたします。」と述べた。

各委員の自己紹介の後、町田委員長を議長に議題に入った。①C I ネットの簡易ツールについては、財団法人建設業振興基金の建設産業情報化推進センター調査役帆足弘治氏から、同センター開発のインターネットを利用した建設産業用の簡易な E D I ツールについて説明を受けた。帆足氏は、C I - N E T とは、標準化された方法でコンピュータネットワークを利用し、建設生産に関わる様々な企業間の情報交換を実現し、建設産業全体の生産性向上を図ろうとする構想であり、これを実現、普及するため簡易な E D I (電子データ交換) ツールが開発されたと説明、その開発の特徴、概要やツール実用化へのステップ、導入の効果等について解説した。ツールソフトは今秋に出回るという。帆足氏の説明に対し委員から質問も出て E D I ツールに対する理解を深めた。

次に②の議題の電子会議の試行については、事務局の山村常務理事から説明が行われた。電子会議とはパソコン通信サービスやインターネット、L A N を利用して意見交換するシステムのことと、全国建産連から当建産連に試行の要請があり、株式会社ビーイングの ReviewIt というソフトを使って実験するというもの。その仕組みや実験のためのワーキンググループづくり等の例、さらにこの事業が建設業生産システム合理化推進協議会の事業で、建設業振興基金から助成を受ける 3 カ年事業であることなどが説明された。

次に③の元・下関係の問題点と改善策についてはフリートーキングで意見交換が行われ、打開策の模索が行われたが、町田議長が、8 月 25 日に開かれる建設業生産システム合理化推進協議会に問題提起していくことで了承され、会議を終了した。

研修指導委員会



8 月 11 日正午から埼玉建産連会館 1 階特別会議室で島村会長同席のもとに研修指導委員会を開催した。議題は平成 12 年度事業実施計画について。瀧澤委員長の挨拶、出席委員の自己紹介の後、瀧澤委員長を議長に議事を進めた。

事務局より、これまでの研修指導委員会事業による講演会・研修会の実績について説明の後、今年度事業実施計画案が提示され、まず、講演会については 4 案が示された。種々意見交換の後、時宜を得ているとして「建設 C A L S / E C について」をテーマとする案で進める、日時は 11 月 7 日 (火) または 11 月 16 日 (木) 13 時 30 分～15 時 40 分とする、会場はセンター大ホールとすることで合意された。

次に施設見学会について、事務局から、日時は 3 月 14 日 (火) 9 時 30 分～または 4 月 25 日 (火) 9 時 30 分～とし、見学先として 3 案が提示された。資料をもとに種々意見交換の結果、見学先は皇居と江戸東京博物館の案で了承された。

その他として、事務局から、今年もパソコン教室を開催したい、また企業倫理研修会を 8 月 28 日に県との共催で開催するほか、建設業協会、東日本建設業保証株式会社と当建産連 3 者共催の講演会を 2 ～ 3 回予定していると報告、了承された。以上をもって会議を終了、散会した。

埼玉県の文化財建造物(4)

— 浦和市の建造物 —

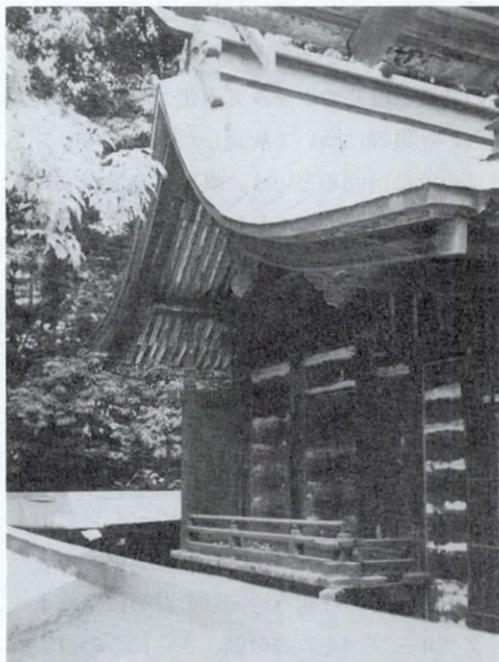
浦和市には現在国、県、市の指定文化財合わせて252件が所在している。このうち建造物の指定は県指定4件（うち1件は史跡指定）、市指定27件の計31件である。また国の史跡指定地内の建造物として1件、国登録文化財として1件の建造物がある。（別表 浦和市所在指定有形文化財（建造物）参照）

1 神社建築

神社建築で浦和を特徴づける建築形式に見世棚造りがある。見世棚造りは中世の絵巻物等に描かれる小規模な神社本殿で、身舎の前面が向拝柱まで床が張られているもので、その形が店の棚のようになる事からこう呼ばれている。昭和44年本太氷川神社本殿の発見を契機に相次いで発見された。この例としては内谷氷川神社本殿、大牧氷川神社本殿、太田窪氷川神社本殿、大谷場氷川神社本殿、附島氷川女体社本殿等がある。このうち内谷氷川神社、本太氷川神社、大牧氷川神社は県指定文化財となっている。

内谷氷川神社本殿の所在する浦和市の西部、内谷周辺は、中世には佐々目郷と呼ばれ、鎌倉の鶴岡八幡宮の所領であった所である。本殿の建物は、同型同大の社殿が2棟並列しているもので、片方の向拝部の墓板には鹿の彫刻が納められている。大牧氷川神社本殿は浦和市の東部の大牧にあり、見沼田圃を望む台地の先端に位置しており、寛永13年（1636）の棟札が発見されている。本太氷川神社本殿は、解体修理の際慶安3年（1650）銘の護摩札が発見され建立年代が明らかになった。又本殿内には宝徳3年（1451）にこの地の地頭高塙盛影が建立した宮殿が安置されていた。

見沼を望む様にして立地する神社には大牧氷川神社のほか附島氷川女体社、氷川女体神社がある。氷川女体神社は奈良時代以前の創建と推定されて



①②
大氷
牧川
氷女
川体
女神
体社
神社
社殿
本殿



いるもので、見沼そのものを信仰の対象として成立した神社と考えられている。各時代通じ信仰を集めて来た神社で、大宮の氷川神社と並び武藏国の一宮である。現在の氷川女体神社社殿は寛文7年（1667）徳川4代将軍家綱の命により再興されたものである。社殿は拝殿、幣殿を持つ権現造りで、本殿は三間社流れ造り、総漆塗りの建物である。全体的に簡素な意匠はこの時代の特徴をよく表している。

上大久保の氷川神社と、大間木の氷川神社の本殿は、大宮の氷川神社の本殿を移したと伝えられている。上大久保氷川神社本殿は桃山時代の建築と考えられるもので、大宮氷川神社の記録からすると文禄5年（1596）建立の可能性がある。大間木氷川神社本殿は、一村の神社としては規模が極めて大きく、墓石などに見られる意匠がきわめてすぐれたものである。解体修理時に寛文7年の棟札が発見されており、大宮氷川神社はこの年に徳川家綱によって本殿が建てかえられており、大宮氷川神社の本殿を買い受けたという地元の言い伝えの正しさが裏づけられた。

岸町の調神社は延喜式神明帳に記載がある古社である。その社殿は未指定であるが安政6年（1859）建立の総ケヤキ造りの、見事な彫刻が見られる権現造りの社殿である。調神社には旧本殿が残されており浦和市の指定となっている。享保18年（1733）の建立で、その木割は「匠明」の規格による優れたもので、神社名「つきのみや」にちなみウサギの彫刻が多く見られるのが特徴である。

2 寺院建設

浦和市の指定文化財の第1号は、吉祥寺山門で、この建築は江戸時代前期の建立と考えられており、寺院建築としては市内最古の物である。形式的には薬医門に属する物であるが、柱のすべてを円柱にする他、細部の木組みも禅宗様、大仏様などをまじえた複雑な様相をもつものである。

玉蔵院は、吉祥寺と並ぶ浦和市内最古の寺院と考えられる。平安時代の地蔵菩薩立像を安置する地蔵堂、及び山門が建造物としては指定文化財となっている。地蔵堂は本格的な寺院建築で本来は茅葺きの建物で、安永7年（1778）の建立である。又山門は規模も大きく禅宗様の本格的な四脚門である。観音寺の観音堂は玉蔵院の地蔵堂とともに三間佛堂の例で現在も茅葺きの屋根を持っている。



吉祥寺山門

3 民家その他

浦和くらしの博物館民家園に移築されている蓮見家住宅は現在残されている民家建築としては浦和市内最古のものと考えられ、江戸時代の中期にまで遡るものである。三間取り広間形で「シシマド」と呼ばれる格子窓があることが特徴である。同じく民家園に移築された野口家住宅は田の字型四間取りの典型的な関東地方の形式を持つ。安政6年（1859）の銘をもつ床板が発見されている。

長屋門では日光御成街道の本陣と脇本陣の門が残されている。本陣の門は元禄7年（1694）の建

立て長屋門としてはきわめて古いもので、番所が付いているのが特徴である。脇本陣の門は徳川家治の日光社参に合わせ安永5年（1776）に立てられたもので、このとき姫路城主酒井忠以が宿泊している。深井家の長屋門は幕末の弘化元年（1844）に建立されたもので、名主家の門として規模も大きく納屋、作業場としての機能もあわせもっている。また民家園には長屋門である武笠表門が移築復元されている。

中山道浦和宿の本陣の表門が大熊家の門として残されている。江戸後期建立になる薬医門で本陣星野家の細川九曜の紋が瓦に残っている。

中山道に残る商家の建築として綿貫家住宅がある。現在残されているのは中山道に面した店蔵部分で、明治21年（1888）の浦和宿の大火に焼け残ったと伝えられている。外壁が黒漆喰塗上げの土蔵造りの建築である。「つし」と呼ばれる二階部分がある。綿貫家は明治35年の記録には、肥料、荒物を扱っていたとあり、当時の肥料や砂糖の看板が残されている。この建物も民家園に移築が予定されている。

明治になって浦和市には公共建築物が建てられる。明治11年に建設された「鳳翔閣」と呼ばれる埼玉県師範学校校舎はその代表的な存在である。現在の埼玉会館の位置に建立されたもので、明治初期の洋風建築である。現在そのバルコニーを中心とした主要部の外観を一部古材を使用して鉄筋コンクリート造りにより復元し、浦和市立郷土博物館として使用している。

このほかにも別表のように指定された建造物は多く、これら指定されたものについては修理や、防災工事等を所有者と協力して積極的におこなっている。また未指定の貴重な物も多くあるものと思われる。今後とも調査を進め保護してゆきたいと考えている。

[別 表]

浦和市所在指定有形文化財（建造物）一覧

[埼玉県指定文化財]

(神社建築)

○内谷氷川神社本殿（うちやひかわじんじゃほんでん）2棟 昭和46.3.31指定

<所在地>内谷2丁目2-17

一間社流見世棚造2棟並列（同型・同大）、屋根二重板葺、蟇股は鹿の彫刻、桁行1.515m、梁間1.364m、向拝の出1.015m、推定建立年代は桃山時代、覆屋内

昭和61年自動火災警報装置、平成3・4年本殿修理、平成5年文化財防火説明板

○大牧氷川女体神社本殿（おおまきひかわによたいじんじゃほんでん）1棟 昭和62.3.24指定

付 寛永13年棟札 1枚、貞享元年棟札 1枚

<所在地>大字大牧853

一間社流見世棚造、屋根木板葺、桁行1.182m、梁間0.970m、向拝の出0.667m、江戸時代（寛永13年）、覆屋内
昭和63年～平成元年解体修理、平成2年説明板・標柱、平成5年文化財防火説明板



旧蓮見家住宅

- 本太氷川神社旧本殿（もとぶとひかわじんじゃきゅうほんでん）1棟 平成7.3.17指定
付 慶安三年護摩札一枚
<所在地>本太4丁目3-33
一間社流見世棚造、厚板葺、桁行1.230m、梁間1.002m、向拝の出0.766m、慶安3年（1650）、覆屋内
昭和45年名称変更、平成4・5年解体修理、平成5年文化財防火説明板、平成8年自動火災警報装置、平成9年説明板・標柱
- [浦和市指定文化財]
(神社建築)
- 太田窪氷川神社本殿（だいたくぼひかわじんじゃほんでん）1棟 昭和44.10.14指定
<所在地>大字太田窪2767
一間社流見世棚造、木板葺、桁行1.520m、梁間1.390m、向拝の出1.240m、桃山時代、不揃いで成（せい）が高く反り
が有る垂木、覆屋内
昭和59年説明板、平成5年文化財防火説明板
- 大間木氷川神社本殿（おおまぎひかわじんじゃほんでん）1棟 昭和47.4.19指定
付 護摩札1枚、寛文元年辛丑十月吉日の記があるもの 昭和59.4.27付指定
棟札 1枚 寛文7年造立の銘のある 平成9.3.4付指定
掲額 1面 享保15年の銘のある 平成11.3.29付指定
<所在地>大字大間木1391
一間社流造、旧こけら葺、桁行2.563m、梁間2.448m、向拝の出1.964m、寛文7年（1667）、大宮氷川神社が本殿を寛
文7年に建て替えた際に旧本殿を買い請けたものとされる
昭和49年こけら葺形銅板葺、昭和55年浜床修理、昭和56年説明板、昭和61年向拝蓋板修理、平成5年縁板高欄修理、平成5年
焼損、平成7・8年修理、平成8年説明板・防火説明板
- 氷川女体神社社殿（ひかわにょたいじんじゃしゃでん）1棟 昭和51.3.31指定
付 棟札 寛文七年丁未六月十二日の記があるもの
<所在地>宮本2丁目17-1
権現造複合社殿 武藏一之宮
本殿 三間社流造、当初こけら葺（現トタン板葺）、桁行3.465m、梁間2.260m、向拝の出1.364m、寛文7年（1667）
拝殿 入母屋造、桁行五間（9.450m）、梁間二間（4.560m）
昭和56年説明板、平成5年説明板・文化財防火説明板
- 上大久保氷川神社本殿（かみおくぼひかわじんじゃほんでん）1棟 平成2.3.31指定
<所在地>上大久保562
二間社流造、桟瓦葺、桁行2.700m、梁間1.890m、向拝の出1.000m、桃山時代、伝大宮氷川神社旧本殿－文禄5年（1596）
建立と記録にある本殿（大間木氷川神社本殿の一代前か）を式年遷宮の際に譲り受けたものと推定される、覆屋内
平成2年説明板、平成5年文化財防火説明板、平成6年自動火災警報装置
- 大谷場氷川神社本殿（おおやばひかわじんじゃほんでん）1棟 平成3.4.30指定
<所在地>南本町1丁目9-1
三間社流見世棚造、板葺、桁行2.869m、梁間1.235m、向拝の出1.030m、寛文6年（1666）、棟札がある（「神社明細帳」
による）、覆屋内
平成3年説明板、平成5年文化財防火説明板、平成6年自動火災警報装置
- 重殿社本殿（じゅうどのしゃほんでん）1棟 平成4.3.25指定
付 享保11年偏額 1面
<所在地>大字中野田1671
一間社流造、こけら葺、桁行0.980m、梁間0.785m、向拝の出0.745m、江戸時代中期、偏額、裏面の銘に享保11年（1726）
遷宮とある、覆屋内
平成4年説明板、平成5年文化財防火説明板
- 調神社日本殿（つきじんじゃきゅうほんでん）1棟 昭和53.3.29指定
付、木札 享保18年の銘がある 1枚
<所在地>岸町3丁目17-25
一間社流造、屋根銅葺（旧こけら葺）、桁行1.800m、梁間1.495m、向拝の出1.300m、江戸時代（享保18年）、向拝殿
・脇障子に兎の彫刻
昭和60年説明板、平成3年自動火災警報装置、平成5年文化財防火説明板

○西堀氷川神社本殿（にしほりひかわじんじゃほんでん）1棟 昭和54. 3. 29指定

<所在地>西堀8丁目26-1

二間社流造、こけら葺、桁行2.424m、梁間1.667m、向拝の出1.454m、江戸時代中期、覆屋内
昭和54年説明板、平成2年自動火災警報装置、平成5年文化財防火説明板、平成10年高欄等修理

○附島氷川女体社本殿（つきしまひかわにょたいしゃほんでん）1棟 昭和56. 4. 4指定

<所在地>大字大間木1522

一間社流見世棚造、こけら葺、桁行0.690m、梁間0.610m、向拝の出0.510m、江戸時代初期、覆屋内
平成5年文化財防火説明板、平成10年こけら葺屋根復元、説明板

○道祖土神明社本殿（さいどしんめいしゃほんでん）1棟 平成8. 3. 1指定

<所在地>道祖土3丁目9-1

一間社流造、桁行1.060m、梁間0.935m、向拝の出0.860m、江戸時代元禄期前後、市域流造（見世棚造ではない）としては早い例

平成8年説明板・文化財防火説明板

○大久保神社本殿並びに境内社豊栄社本殿及び稻荷社本殿（おおくぼじんじゃほんでんならびにけいだいしゃほうえいしゃほんでんおよびおいなりしゃほんでん）3棟 平成10. 3. 10指定

付、棟札など 11枚

<所在地>大字宿63

大久保神社本殿 一間社流造、銅板葺、桁行1.820m、梁間1.640m、向拝の出1.550m、天明4年（1784）棟札、旧宿八幡宮本殿

豊栄社本殿 一間社流造、銅板葺、桁行1.300m、梁間1.050m、向拝の出0.970m、嘉永2年（1849）棟札、旧白鍬氷川神社本殿、志村弥五郎（地元の宮大工）が造立

稻荷社本殿 一間社流造、瓦葺、桁行1.520m、梁間1.250m、向拝の出1.120m、江戸時代後期、旧在家天神社本殿
平成10年説明板、平成11年文化財防火説明板

（寺院建築）

○吉祥寺山門（きちじょうじさんもん）1棟 昭和33. 3. 31指定

<所在地>大字中尾1410

薬医門、切妻造茅葺、円柱・控柱など薬医門としては特徴的な造と手の込んだ意匠、桁行5.90m、梁間1.68m、江戸時代前期、市内最古の寺院建築

昭和49年葺替え、昭和53年説明板、平成5年文化財防火説明板・説明板、平成11年解体修理

○玉蔵院地蔵堂（ぎょくぞういんじぞうどう）1棟 昭和47. 4. 19指定

付 1. 棟札 寛永3年修理銘アリ 1枚、1. 棟札 明治41年修理銘アリ 1枚

<所在地>仲町2丁目13-22

方三間、入母屋造、一間流向拝つき、桟瓦葺、桁行・梁間とも8.340m、江戸時代後期（安永9年墨書銘あり）、装飾性が強く、本格的な造営の三間仏堂の典型

昭和56年説明板、平成5年文化財防火説明板、平成10年注意標識、平成11年自動火災警報装置、同年建具・床修理（現状変更）

○観音寺觀音堂（かんのんじかんのんどう）1棟 昭和51. 3. 30指定

<所在地>大字宿147

方三間、向拝つき、方形造茅葺、桁行・梁間とも6.540m、安永7年（1778）

昭和55年自動火災警報装置、昭和63年屋根葺替え、昭和63年説明板、平成4年屋根葺替え、平成5年文化財防火説明板

○国昌寺門（こくしょうじもん）1棟 昭和52. 3. 30指定

<所在地>大字大崎2378

薬医門、切妻造茅葺形銅板葺、桁行3.030m、梁間1.980m、江戸時代中期、欄間に左人五郎作とされる竜の彫刻

昭和52年説明板、昭和54年茅葺形銅板葺、平成2年標柱、平成5年文化財防火説明板、平成7年説明板、平成11年袖壁修繕（現状変更）

○玉蔵院山門（ぎょくぞういんさんもん）1棟 昭和61. 5. 9指定

<所在地>仲町2丁目13-22

四脚門、本瓦葺、桁行4.003m、梁間3.690m、享和3年（1803）～文化6年（1809）の建築（「玉蔵院世代帳」による）

平成5年文化財防火説明板、平成10年注意標識、平成11年自動火災警報装置

○中野田不動堂（なかのだふどうどう） 1棟 昭和57. 4. 7指定

付 棟札 天明六年丙午三月四日建立の銘のあるもの 1枚

<所在地>大字中野田1627-2

方三間、向拝つき、方形造茅葺（トタン板被せ）、桁行・梁間ともに三間（6.630m）、向拝の出2.500m、天明6年（1786）

天明3年の浅間山噴火を逃れてきた工匠が建てたとされる

昭和59年説明板、平成元年修理、平成5年文化財防火説明板、平成9年疊修理

○沼影観音堂厨子（ぬまかげかんのんどうすし） 1棟 昭和59. 4. 27指定

<所在地>沼影1丁目6-30

一間厨子、入母屋造、禪宗様、全体的に漆塗り、桁行1.265m、梁間0.880m、高さ2.000m、江戸時代初期、観音堂須弥壇に安置

昭和61年説明板、平成5年文化財防火説明板

○観音寺四脚門（かんのんじしきゃくもん） 1棟 昭和60. 3. 28指定

<所在地>大字宿147

四脚門、棧瓦葺（旧茅葺）、軒二重吹寄垂木、桁行2.727m、梁間2.576m、江戸時代後期

平成5年文化財防火説明板

(民家その他)

○大熊家表門（旧浦和宿本陣表門）（おおくまけおもてもん） 1棟 昭和34. 3. 31指定

<所在地>大字大間木202

薬医門、切妻造棧瓦葺、元中山道浦和宿本陣星野家表門、唯一本陣遺構、桁行2.750m、梁間1.790m、江戸時代後期、明治初年現在地に移転

昭和53年屋根解体修理、昭和53年名称変更、昭和60年説明板、平成5年文化財防火説明板

○大門宿脇本陣表門（だいもんじゅくほんじんおもてもん） 1棟 昭和47. 4. 19指定

<所在地>大字大門1711

日光御成道大門宿脇本陣の表門、長屋門、寄棟造茅葺、「立隠れ」有り、桁行16.000m、梁間4.600m、江戸時代後期（安永5年の徳川家治日光社参に合わせて建立）

昭和48年解体修理、昭和62年説明板、昭和63年屋根修理、平成5年文化財防火説明板、平成6年自動火災警報装置、平成8年門扉修理

○旧蓮見家住宅（きゅうはすみけじゅうたく） 1棟 昭和49. 5. 31指定

<所在地>浦和くらしの博物館民家園

広間型三間取り、寄棟造茅葺、シシマド（格子窓）、桁行七間（16.757m）、梁間三間半（5.460m）、江戸時代中期

昭和52年屋根一部葺替え、平成2年名称変更、平成6年移築復元

○深井家長屋門（ふかいながやもん） 1棟 平成4. 3. 25指定

附 弘化元年棟札 1面

<所在地>大字上野田195

長屋門、寄棟造茅葺、「立隠れ」有り、桁行21.200m、梁間5.465m、弘化元年（1844）、足立郡南部領上野田村の幕府直轄領（天領）名主家の表門

平成5年文化財防火説明板

○旧武笠家表門（きゅうむかさけおもてもん） 1棟 平成6. 4. 28指定

<所在地>浦和くらしの博物館民家園

長屋門、寄棟造茅葺、「立隠れ」無し、引寄せ戸、間口13.770m、奥行4.540m、天明3年（1783）護摩札（今亡）、江戸時代後期

平成6年移築復元

○高野家離座敷（たかのけはなれざしき） 1棟 昭和56. 4. 4指定

<所在地>大字大間木84

寄棟造茅葺、数寄屋風、桁行二間半（9.100m）、梁間一間半（5.460m）、江戸時代 逃亡中の高野長英が立ち寄ったとされる

昭和60年説明板・標柱、昭和62年屋根葺替え、平成5年文化財防火説明板

○旧野口家住宅（きゅうのぐちけじゅうたく）1棟 平成10.3.10指定

<所在地>浦和くらしの博物館民家園

田の字型4間取り、寄棟造茅葺、桁行七間半（13.640m）、梁間四間半（8.120m）、江戸時代末期、床の間床板に安政5年（1858）の墨書、旧安楽寺庫裏

平成10年移築復元・説明板、平成11年文化財防火説明板

○綿貫家住宅（わたぬきけじゅうたく）1棟 平成12.3.28指定

<所在地>常盤2-9

黒漆喰塗込み土蔵造店蔵、切妻造瓦葺、つしまし2階、桁行四間（6.970m）、梁間三間（5.450m）、19世紀後半頃、旧中山道沿いの伝統的商家建築として浦和くらしの博物館民家園に移築復元予定

（埼玉県指定文化財）

史跡

○大門宿本陣表門（だいもんじゆくほんじんおもてもん）1棟 昭和41.3.8指定

<所在地>大字大門2864-1

日光御成道大門宿本陣の表門、番所付き長屋門、寄棟造茅葺、「立隠れ」有り、縦菱格子窓、桁行9間（16.310m）、梁間3間（4.580m）、元禄7年（1694）墨書銘、県内最古の長屋門

昭和44年解体修理、昭和49年防火設備、昭和55年説明板、昭和60年屋根修理、平成4年文化財防火説明板

（国登録有形文化財）

○旧浦和市農業協同組合三室支所倉庫（登録名 浦和くらしの博物館民家園展示棟）1棟 平成9.7.15指定

<所在地>浦和くらしの博物館民家園

大谷石積み土蔵造、トラス小屋組みの寄棟造、間口27.27m、奥行7.27m、高さ9m、大正8年（1919）板木家小山市に千瓢倉庫として建築、昭和31年農協の米穀倉庫として浦和に移築、平成6年に民家園に移築、RCにより補強し、展示棟兼収穫棟として活用

（国指定史跡）

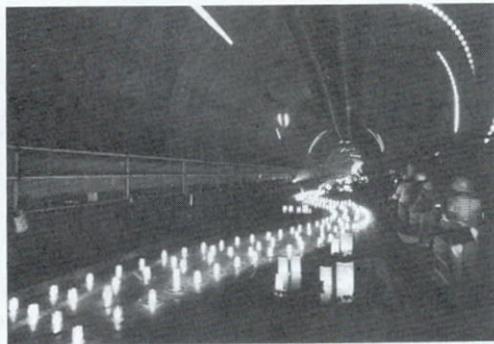
○鈴木家住宅（すずきけじゅうたく）（見沼通船堀）

<所在地>大字大間木1889

見沼通船差配役居宅、母屋、文庫蔵、納屋、米蔵よりなる、母屋は寄棟茅葺き（現瓦葺き）、間口14.54m、奥行9m、江戸時代後期～末期の建立

告知板

首都圏外郭放水路貫通 記念イベントを開催



建設省関東地方建設局江戸川工事事務所は首都圏外郭放水路のトンネル貫通を記念して、7月9日、庄和町金崎地先の同放水路第2立坑工事現場地下トンネルをメイン会場に市民参加のイベント「トゥインクルリバー計画」を開催した。地底深さ60m、直径10mのトンネル内に2,000本のキャンドルを設置し、暗闇に光の川「天の川」を演出し、七夕にあわせて、わが国最大級の治水工事完成の願いを託した。

同放水路は庄和町上金崎地先から春日部市小渕地先延長約6.3km。対象河川は中川、倉松川、大落古利根川等。対象地区は江戸川と中川、大落古利根川に挟まれた低平地。各河川から洪水をとりいれ地下水路から江戸川に排水する。

なお、平成14年には全体計画200m³/sのうち100m³/sの暫定通水を予定している。

(写真は江戸川工事事務所提供)

県が「IT活用 総合対策会議」設置

県は、IT革命に全庁挙げて取り組むため

7月10日「IT活用総合対策会議」を設置した。具体的な検討にあたっては推進委員会を開催する。

1 検討事項

現在、本県では映像・通信産業の拠点として『さいたま新産業拠点』(SKIPシティ)や、情報通信分野での研究開発施設が計画されている「本庄国際リサーチパーク」などの整備が進められている。また、民間等により光ファイバー網などの情報インフラの整備が進められているが、地域発展のためにはこれらを一層促進する必要がある。このため、以下の分野におけるITの具体的な活用方策及びその実現方策について検討し、IT革命への県全体としての取り組み方針を策定する。

① 産業・地域振興

IT産業の育成や誘致、既存産業へのIT導入による活性化など

② 医療・福祉

遠隔診療システムの導入や、病診連携等へのIT導入による効率向上など

③ 教育

児童生徒へのIT教育の推進、生涯学習や通信制過程へのIT導入によるレベルアップなど

④ 県民サービス向上

「電子県庁」の構築による申請手続きの簡素化、ワンストップ化など

⑤ 行財政改革

IT導入による事務事業の効率化など

⑥ その他

情報インフラ整備の促進、情報格差(デジタル・デバイト)の解消など

2 会議の構成等

議長 武田副知事 委員 各部局長

推進委員会 各主管課長

事務局 計画調整課、情報政策課

埼玉が生んだ著名な人物伝 その14

野口源三郎

— 日本スポーツの祖 —

間仁田 勝

今回は埼玉県初のオリンピック選手であり、東京教育大学及び埼玉大学の教育学部長などに就任するとともに、日本体育協会理事や日本陸上競技連盟専務理事等を歴任し、わが国のスポーツ界、特に日本陸上競技界の先駆者として活躍した深谷市出身の野口源三郎について記す。

1. 出生

野口源三郎は、明治21年（1888）8月21日、榛澤郡横瀬村（今の深谷市横瀬）で農業を営む丸橋栄三郎・ふでの長男として生まれた。

丸橋家は、代々養蚕を家業とする農家で、父の栄三郎も農事養蚕に励むかたわら、武術弓道を好み、その上、和歌俳諧までもたしなむという風流人でもあった。

反面、生活は常に苦しく、家業の養蚕は主に母のふでの腕に委ねられている状況であった。

その母のふですが、不幸にも源三郎を生んだ翌年の22年1月、産後の肥立ちが悪く、24歳の若さで病没してしまった。

栄三郎は、幼い源三郎を隣村の知人石川ヤスに預け、家業に専念することとしたが、持つて生まれた性格は変わるものではなかった。

そんな源三郎を憂えた母ふでの伯父野口八十郎は、源三郎を自分の養子として育てることした。源三郎3歳、石川家に預けられてか



野口源三郎

ら2年後のことであった。

野口家は、榛澤郡岡部村宿根（今の深谷市

宿根で昭和30年に岡部村から分村し深谷町に合併した)で農業を営むかたわら、代々村の要職を務める家で、八十郎もまた村での重立の一人として活躍していた。

源三郎は伯父夫婦の深い愛情のもと成長をとげ、明治28年、岡部小学校に入学した。

当時の小学校は学制制度の創設により急きよ設立されたことから、新築の校舎は少なく、大部分は寺院を利用して開設され、まさに小学校という名の寺子屋であった。

源三郎の入学した岡部小学校も例にもれず、曹洞宗普済寺を借用しての開校であった。

源三郎は、小学校の頃から木登りや水泳などを好み、鎮守の森や川などでよく遊び、その能力は他の子供達より秀でていた上に、さらに高等小学校に入ってからは、授業科目としての体操の中で、その技量は一段と上達していったのであった。

2. 嘉納治五郎との出会い

明治36年、深谷高等小学校を卒業した源三郎は、家庭の事情から母校の岡部小学校の代用教員となったものの、勉学への愛着が捨て切れず、養父母を説得、2年後の明治38年4月、浦和の埼玉師範学校に入学した。

師範学校では、剣道は4段、水泳は水府流、庭球部では主将、その上、陸上競技においては学内運動会で出場したすべての種目に優勝するなど、その運動能力を遺憾なく発揮し、埼師での目立つ存在となっていた。

当時浦和駅前に団子屋があり、その看板娘が源三郎に憧れていたというエピソードが誠しやかに伝わっている程であった。

源三郎は、運動ばかりではなく、学業にも優れ、明治44年4月には、かねてからの念願であった東京高等師範学校に進学したのであった。

この当時、東京高等師範学校の校長であったのが、柔道を創設し講道館を創立した嘉納治五郎であり、この嘉納治五郎との出会いが

源三郎の生涯を決定することとなったのである。

源三郎が入学した年、嘉納治五郎は新入生歓迎の全校マラソン大会を催した。東京高師から玉川までの約14キロに及ぶコースであった。源三郎はここでも桁違いの力走ぶりを發揮し、嘉納校長に「素晴らしい新入生が現れた」と言わしめるほどであった。

明治44年11月、日本が初参加を目指す第5回オリンピック・ストックホルム大会のマラソン競技選考会が羽田で行われ、治五郎の推薦で、源三郎も参加したが4位にとどまってしまった。

源三郎の名が世に出たのは、大正元年(1915)に陸軍戸山学校で開かれた第1回日本陸上選手権大会においてであり、棒高跳びで2メートル38の記録で優勝したことからであった。

3. 松本中学に赴任、そして結婚

大正4年4月、東京高師を卒業した源三郎は長野県立松本中学校の教諭となった。源三郎は既に27歳に達していた。

源三郎は赴任してまもなく、東京高師の嘉納校長に見習い、全校マラソンを実施したところ、父兄からは猛烈な抗議にあってしまった。

「息子を中学校に入れたのは、人力車夫にするためではない」とのことであった。

また、生徒の体力測定の結果、冬期になると著しく体力が減退するのを知って、松本城の周辺の濠でスケートを行わせると、市から「氷の下の鯉が育たない」との理由で中止させられた。源三郎は、早速、市長に「鯉が育たないのと、少年たちがやせるのと、国家にとってどちらが損失か」と直接談判、中止は解除された。

このニュースは当時の長野県の各紙で報道されたことから、今でも体育関係者の間で語り草となっているという。

源三郎のスポーツへの挑戦は止まることな

く、大正6年5月には東京芝浦で開かれた第3回極東選手権競技大会に日本代表選手として参加、十種競技で1位となり総理大臣杯を受賞するとともに、その年の第5回日本陸上選手権大会には棒高跳びで3mの日本記録を出している。

十種競技とは、100m走、400m走、1,500m走、110m障害、走幅跳、走高

跳、棒高跳、砲丸投、槍投、円盤投の10種目を2日間で行い、その総合成績を競うもので、源三郎のようなトラックのみならず、フィールドにも優れた記録を持つ者でないとできるものではなかった。

この松本中学奉職中の大正6年4月、源三郎は縁あって、生間左枝の長女豊子と結婚している。源三郎29歳の時であった。

4. オリンピック大会に参加

大正7年、嘉納校長の要請で、源三郎は松本中学校から母校の東京高等師範学校の教諭として迎えられた。

そして、大正9年、初めてオリンピックに参加したのであった。

ベルギーのアントワープで開催された第7回オリンピック大会で、陸上競技の選手兼主将としての参加であった。それも入場式には、マラソンの金栗四三が国名板を、源三郎が国旗を掲げての入場であった。

源三郎は十種類競技に出場したが、12位に終わってしまった。当時32歳の源三郎として



冬場にスケートを行った松本城の濠

は厳しい種目であり、外国選手、特に欧米選手との体力や技能の差をさまざまと見せつけられた時でもあった。

その時の実感を著したのが『オリンピック競技の実際』であり、『第七回オリンピック陸上競技の印象』であった。

これらの著書は、日本のスポーツ・体育の現状を憂い、改めて世界的視野に立って欧米のスポーツ・体育の実情を眺めたもので、そこで述べられている体育理論は高度なものであった。

その成果が認められ、大正10年、上海での第5回極東選手権競技大会には日本選手団監督として参加、そこで後に日本陸上界をリードする織田幹雄、南部忠平、田島直人らを見いだしたのであった。

大正13年のパリで開かれた第8回オリンピック大会には、選手団のコーチ兼監督として、昭和3年（1928）のオランダのアムステルダムにおける第9回オリンピック大会には陸上競技のヘッドコーチとして、それぞれ参加し、三段跳びで愛弟子の織田幹雄に日本初の金メ

ダルをもたらせるなど、その指導能力は高く評価された。

昭和8年、その功績に対し、日本陸上競技連盟は「功労章」を創設、源三郎にその第1号を贈ったのである。

5. スポーツ教育に貢献

源三郎は、生徒に対し常に「人間は身体が一番大切である。そのためなんでも出来る身体をつくる心掛けが肝要である。私がスポーツを奨励するのはそのためである」と述べ、常に練習訓練を怠ることがないよう訓言し、自らもそれを実施していた。

常に陸上競技のできない冬場の練習に苦慮していたことから、自ら苦心を重ね、「屋内ランニング練習機」を完成させたのであった。この発明は新案特許として認定されるとともに、当時の陸上競技界にとって最高の贈物として大いに歓迎されたことは言うまでもない。

体育関係の公職も、大正7年に恩師嘉納治五郎の推薦で大日本体育協会常務委員に就任されたのを最初に、日本体育協会理事、日本陸上競技連盟専務理事、ラジオ体操実施委員長、大日本学徒体育振興会理事、大日本体育会評議委員等の要職を歴任するばかりでなく、内閣からは教育検定委員にも任命されている。

昭和12年、東京オリンピックが昭和15年に開かれることが決定すると、源三郎は日本陸上競技のヘッドコーチに任せられ手腕を振るっていたが、活動半ばにして、戦争のため大会は返上されてしまった。

しかし、それに代わって開催された二千六百年奉祝明治神宮大会並びに第27回日本陸上競技選手権大会では準備委員長になるとともに審判長として活躍した。

昭和17年、大日本体育会はこれら源三郎の功績に対し、特別に創設した「体育特別功労賞」を贈っている。

昭和20年3月9日、東京上空に米機B29が来機、本所、深川などが襲撃されたのを皮切

りに、東京空襲が日をおって厳しくなっていった。

その7月、源三郎もついに東京を離れることを決意、親戚の大里郡岡部村岡に疎開した。終戦後の21年11月に東京へ戻るまでの岡部村での生活は、源三郎にとって日頃の忙しさを忘れ、農業に勤しむ静かな一時であったと、後に回顧している。

6. 埼玉大学教育学部長に就任

昭和24年5月、学制改革による新制国立大学69校が設置された。

源三郎は、その新たに誕生した東京教育大学の教授に就任、そして翌年にはその教育学部長に就任するとともに、新たに設置された東京体育専門学校（後の東京教育大学体育学部）の校長にも就任したのであった。

この東京教育大学は、源三郎の母校である東京高等師範学校が東京文理大学を経て東京教育大学（後に筑波大学となる）となったもので、特に長年の悲願であった体育専門学校が創設され、その初代校長となったことは源三郎にとって大いなる喜びであった。

その後、昭和28年には東京教育大学を去り、故郷の埼玉大学教育学部長となつた。この埼玉大学教育学部も埼玉師範学校が学制改革により代わったもので、東京教育大学といい、埼玉大学といい、源三郎はいずれも母校の校長に就任したのであった。

昭和33年、源三郎は70歳に達したので、これを機会に松本中学以来43年間にわたる教員生活にピリオドを打つのであった。

その後も、埼玉大学名誉教授、順天堂大学教授、日本体育指導者連盟副会長、日本陸上競技連盟顧問、日本学生陸上競技連盟顧問、日本共済大学協会保健体育部理事長などの名誉職に推されている。

永きにわたり、学校体育及び社会体育界への源三郎の貢献は多大であり、日本体育界の礎を築き上げた業績は誠に偉大なものであつ

た。

著書においても、『課外運動の指導』『縄跳運動』『新集団競技法』『学校遊戯及競技』等、現在の学校体育教育の基盤を作り上げるとともに、社会体育教育においても『体力章検定の受け方』『オリンピック陸上競技法』『陸上競技の理論と実際』等多くの著書を出し、その数も30余冊に及んでいる。

これらは、源三郎が文字通り、日本スポーツ界の最高指導者であったことを物語るものであり、政府からは「紫綬褒章」「勲三等瑞宝章」が授与されている。

源三郎は、晩年「私は教員生活40余年になるが、世界的な名選手は育てられなかった。しかし授業やスポーツの指導中に、一人もケガ人を出したことが無かった。これが教育者として私が最も自慢できることである」と語っており、彼のモットーは常に『心技體一如』であった。

埼玉大学を退職したその年、源三郎の業績と高徳を慕う門弟や有志によって「野口源三郎先生古希祝賀記念会」が結成され、盛大な祝賀会が催された。源三郎は感激し、スポーツ振興にと、多額の寄付金を供した。

昭和34年、それを基に創設された「野口記念体育賞」の第一回の受賞式が開かれ、源三郎から埼玉スポーツ振興に活躍した3人に贈られた。

叙勲に浴した2年後の昭和41年2月、体の不調を訴え、順天堂病院に入院、何度か入退



埼玉師範学校の碑と跡地に建つ浦和市役所

院を繰り返した末の昭和42年3月16日、脳軟化症のため帰らぬ人となった。享年80歳。謚号は「白黎院転輪法浩日源居士」で、今でも新宿原町の常楽寺に静かに眠っている。

参考図書『岡部人物誌』『埼玉人物事典』



建産連だより

「皆さん、ご存じですか？」

埼玉県下水道施設維持管理協会

事務局長 小山 昇

皆さんは入浴後、栓を抜いた水がその後どうなっているかご存じでしょうか？

トイレ、台所、洗面所も然りなのですが、意外と流した後は関心が薄い様です。

これら下水を概ね3つに区分すると、各家庭からの生活排水、工場等からの事業場排水、降雨による雨水排水となります。これらの各排水は管渠を通り、それぞれの処理施設に運ばれ、処理行程を経てきれいにされ川へ戻しております。

維持管理業の仕事は、これら各排水を処理する施設の運転管理と、設置されている各機器類の保守管理が主な役目となります。きれいにして川へ…とありますが、その主役は薬品類で行うのではなく、なんと微生物に汚れを食べてもらうことで除去しております。従いまして、運転管理においてはこの微生物の状態の把握と食べ易い環境作りの運転が大きなポイントとなり、我々の腕の見せ所でもあります。

但し、雨水においては微生物の活躍無くそのまま川へ放流しますが、近年、この雨水が大変大きな問題となって我々の生活を脅かしております。昔は田畠、雑草地、土の地面により降雨が地下等に浸透することが出来ました。ところが、道路のアスファルト化、コンクリートの多用、雑草地に建物など、降雨の浸透する場が少なくなり、地形が一つの器と化して大雨、台風など、大量の降雨の際床上浸水、床下浸水が多発してきているということです。川の堤防や雨水ポンプ場、調整池等の設備の整備等もなされておりますが、時間

降雨量の大小により、まだまだ厳しいものがある様です。我々維持管理においては、下水に混入する雨水にいつも頭を悩まされておりますが、何よりも困るのが微生物処理が極めて困難な家庭、厨房から出る油であります。どうか皆様のご家庭で使用した天ぷら等の油、これだけは流しに流されませんよう切にお願い申し上げます。

専門工事業イノベーション 戦略への取組み

日塗装埼玉県支部支部長

鈴木 真

建設省は、この度専門工事業者の将来ビジョンを示した「専門工事業イノベーション戦略」を、作成した。イノベーションとは「革新」などを意味する言葉で経営方法の改善、技術革新、新工法の開発、新サービスの提供など、経済効果を生み出す様々な創造を包含する概念として使われている様です。この戦略の主な内容としては、

1. 多様な建設生産、管理システムの形式
2. 経営力、施工力の強化
3. 元請下請関係の適正化
4. 人材の確保・育成

の項目で構成され、各項目について現状と課題、今後の取り組むべき方向を示している。

我々、塗装工事の専門業者としては、この戦略をよく研究し、理解する事によって、今後のそれぞれの企業が生き残って行くための道標べとしていかなくてはならないと考えております。

多様な建設生産、管理システムの形式で示しているのは「分離発注」の必要性や、異業種とのJVを計り事業の拡大や、コストの透明化等のメリットが考えられる。

又、経営力・施工力の強化で示唆しているのは、コストダウン及び差別化・高付加価値化の推進により競争力の強化を計らなければ

ならない。そして異業種の連携や新分野への進出も図るべきだと提唱している。

その他にも情報技術（IT）の活用や、円滑な技能、技術の継承を計るための人材の確保や育成、情報技術を活用しうる人材の育成等や広い戦略を打ち出しております。

我々日本塗装工業会埼玉県支部としても、益々厳しさを増しているこの業界に生き残るためにもこの戦略を機会あるごとに研究をして実践をしていきたいと考えております。

教育用ビデオの《無料》 貸出のご案内

東日本建設業保証株式会社
埼玉支店

平素は、当社の前払金及び契約保証をご利用いただき誠にありがとうございます。

当社では、建設業界へのサービス事業の一環として、支店フロアに無料オープンスペースとして「経営相談サービスコーナー」を開設して、各種ご相談に応じております。

今回は、そのサービスコーナーで行っている事業のなかでも、職場内教育用ビデオの無料貸出についてご案内させていただきたいと存じます。

現在埼玉支店では、貸出用ビデオとして、6シリーズ、91タイトルを配備して業界の皆様のご利用をお待ちしております。その内訳では、主に新入社員教育を目的とした「A. 従業員教育シリーズ（全23タイトル）」、土地の資産活用を目的とした「B. 経営者管理シリーズ（1タイトル）」、現場の安全管理を目的とした「C. 安全管理シリーズ（全27タイトル）」、主に建設業経理事務の受験対策を目的とした「D. 税務・会計シリーズ（全23タイトル）」、実際の工事の施工管理を目的とした「E. 建設業管理シリーズ（全17タイトル）」、ISO取得支援を含めた「S. その他（ISOシリーズ他全9タイトル）」の6シリーズ、91タイトルとなっています。

特に「S. その他」のISO関係のビデオは、今回新たに、9000sの2000年改正のポイントを解説したタイトルを加え、さらに内容を充実いたしました。

また、それ以外のシリーズも盛り沢山の内容で皆様のお役に立つものと存じますので、是非ご利用賜りますようご案内いたします。

なお、詳しいビデオ内容を記載したタイトル一覧や、借用申込書をご用意いたしておりますので、お気軽に下記へお問い合わせ下さい。

直接来店されてもOKです（試写用テレビデオで見ることもできます）。

【お問合せ先】

■ 336-0011

埼玉県浦和市高砂4-3-15 K・Sビル5F
東日本建設業保証株式会社 埼玉支店

TEL 048(861)8885 FAX 0120(027)336

担当：吉田

ヒヤリハット集作成など 労働災害防止に対応

埼玉県電気工事工業組合

平成11年度、埼玉県内で起こった建設業の労働災害は死者19名で、史上で一番少ない記録を残した。ところが平成12年の今年は死者が急増して、6月末の時点で死者15名である。これは昨年同時期の9名に対して6名も多い。そのような背景があり、埼玉労働局や建設業労働災害防止協会から緊急に災害の防止をして欲しいとの要請があった。

そこで埼電工組は埼玉県が主催する災害緊急対策会議に出席したあと、埼電工組に持ち帰り、労働災害防止にむけ具体的な対策を災害防止委員会で立てることになった。

当工組の菱沢災害防止委員長は委員会を召集、委員会の案として下記4案を策定した。

- ①安全セミナーを本部で一回、2支部で一つづつ開催すること。
- ②安全パトロールを年末年始の防災期間に実施すること。
- ③電気工事業のヒヤリハット集を募集して広報誌『埼電工広報』に掲載すること。
- ④災害防止注意報を配布して、事故防止の喚起を図ること。

上記は7月の常務理事会に提出し、正式に決定された。

ヒヤリハット集は実際の工事で経験した危なかったことを主に作成、5W1Hを踏まえた定型用紙に記入し、様々なケースでの危険認識を高めていくねらいである。

埼電工組はこれら一連の災害防止対策を行うことで普段から注意を喚起し、かなりの効果があるものと考えている。

なお、広報誌掲載は8月号からになる予定だ。

新たに設計技術（初級）講習会開催される

社団法人埼玉県建設コンサルタント
技術研修協会

当協会事業活動の基本に据えているのは、会員企業の「技術力の向上」であり、そのための支援活動として各種の研修会を積極的に開催しており、平成12年度新規事業として会員外企業も含めて入社1～3年の技術職員を対象に「設計技術（初級）講習会」を去る9月12日（火）に「さいたま共済会館」で開催しました。

最初に小山会長から「各社を支えているのは技術力である。しかし、売れる技術を身につけるのは非常に困難であることも事実である。この講習会を通してしっかりした技術と知識を得てほしい」と叱咤激励があった。

当協会の平成12年度事業のなかで、県等か

ら建設コンサルタント業務に係る講師の派遣要請があった場合は、いつでも対応できるようにしており、当初級講習会においても内部講師を起用して、最初に共和コンサルタント（株）の八幡敏正氏（技術士、RCCM）による「道路設計業務」、続いて（株）日本水工コンサルタントの佐々木昭一郎氏（技術士）による「河川設計業務」について講義が行われた。受講者は40名（会員企業24名、会員外企業16名）で約4時間にわたる長時間の講義に全員最後まで熱心に受講した。受講者のアンケート回答者39名中38名の者が「参考になった」と回答しており、手前味噌になりますが、大成功といえるものであったと確信しております。ただし1名の者の意見は「時間が短い」という理由は、反省事項となったものでした。今後希望する科目として下水道設計19名、構造設計及び環境設計はそれぞれ10名の者が挙げてあり、当協会として技術研修の全体計画（技術士、同士補及びRCCM資格取得研修会・設計技術講習会（初級・中級・上級・科目別等））をあらためて全体として検討し、的確かつ適切な「技術力向上」の支援体制の整備を図らなければならないと痛感しました。



平成12年度上半期の主な事業実施状況について

(財)埼玉県建築住宅安全協会

早くも本年度の半分が過ぎましたが、上半期の主な事業実施状況について御報告させていただきます。

① 『定期報告制度の概要説明会』の開催

定期報告の対象となる建築物の所有（管理）者を主な対象とした説明会を、次のとおり開催しました。

日 程	会 場	出席者数
7月4日（火）10：00～11：30	熊谷市商工会議所	25名
7月6日（木）10：00～11：30	東松山市総合会館	20名
7月11日（火）10：00～11：30	県立埼玉会館	24名
7月13日（木）10：00～11：30	越谷市中央市民会館	39名
7月14日（金）10：00～11：30	川口リリア	32名
7月18日（火）10：00～11：30	大宮ソニックスティ	59名
7月19日（水）10：00～11：30	所沢市役所	36名
		合計235名

② 『定期報告実務要領講習会』の開催

定期調（検）査資格者を主な対象とした講習会を、宅建会館3階ホールにおいて次のとおり開催しました。

講 習 会 名	日 時	出席者数
建築物定期報告実務要領講習会	8月9日（水）13時～17時	131名
建築設備定期報告実務要領講習会	8月10日（木）9時～17時	110名

③ 『昇降機に係る建築基準法施行令並びに関係告示説明会』の開催

今年6月に施行された改正建築基準法施行令並びに昇降機に関する告示の説明会を、7月26日（水）14時からさいたま共済会館で開催しました。

④ 『業務届』の受付

定期調（検）査の資格（＝建築士若しくは建設大臣認定資格）を有している方で、希望される方の『業務届』を隨時受付しています。届をいただいた方には、定期報告に関連する各種情報等を提供している他、『届出者名簿』に掲載しています。

⑤ 『協会通信の発行』

情報提供の一環として、『協会通信』を5月及び8月の2回発行しました。

なお、本会は今秋設立25年目になります。これも関係皆様の御指導と御協力の賜と心からお礼申し上げます。

連合会日誌

7月24日 広報委員会

建産連ニュース第85号の発行、第86号の編集案、「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクールについて協議

7月25日 全国建産連広報委員会（建設業振興基金會議室）に町田副会長出席

全国建産連情報化担当者会議（建設業振興基金會議室）に山村常務理事出席

7月26日 建設業経営講習会

(社)埼玉県建設業協会並びに東日本建設業保証(株)埼玉支部との共催 後援：埼玉県
「社長の経営戦略が変わらなければ生き残れない」

講師：中 谷 義 昭 氏

於：埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者 88名

7月27日 青年経営者ネットワーク夏期研修会（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席

7月28日 経営改善委員会

C I ネットの簡易ツール、電子会議の試行、元・下関係の問題点と改善策等について協議

8月11日 研修指導委員会

平成12年度事業実施計画について協議

8月21日 全国建産連正副会長会議・総務・構造改善対策合同委員会（建設業振興基金會議室）に島村会長出席

8月25日 埼玉県建設生産システム合理化推進協議会

協議会の活動状況、地方協議会の重点事業、電子会議の試行、建設産業構造改善推進3ヵ年計画等について協議

専門工事業イノベーション戦略説明会

建設省、建設業振興基金並びに建設産業専門団体協議会との共催

講師：佐 竹 洋 一 氏

於：埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者 140名

8月28日 企業倫理に関する研修会

埼玉県及び埼玉県建設業協会との共催

「独占禁止法の遵守について」 — 建設業とその関連業を中心として —

講師：矢 野 誠 一 氏

「県の不祥事の再発防止に向けた取組について」

講師：赤 羽 良 介 氏

「法令の遵守等について」

講師：高 橋 新 吾 氏

於：埼玉建産連会館センター3階大ホール 受講者 310名

平成12年度埼玉県優秀建設工事表彰式（県民健康センター）に島村会長出席

- 8月29日 彩の国県民連合合同総会（ロイヤルパインズホテル）に島村会長出席
- 9月4日 企業倫理対策について正副会長が県に報告
- 9月13日 全国府県建産連会長会議、福岡県福岡市で開催
～14日 島村会長等出席
- 9月19日 企業倫理対策について正副会長が県に報告
- 9月20日 埼玉県建築物安全安心推進協議会（共済会館）に山村常務理事出席
- 10月2日 電子会議試行ワーキンググループ事前打合会議
- 10月6日 横田充穂氏藍綬褒章受賞祝賀会（パレスホテル）に島村会長出席
- 10月13日 「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール審査を実施

□実態調査による総合物価版

月刊 建設物価

本誌は、的確な建設関連の資機材価格情報を迅速にお届けし、官公庁はもとより建設関連業界より高い信頼と好評をいただいております

設計・積算・資材・調達、
契約・審査

年間購読料〈税込み〉送料サービス
■毎月配本 37,200円（1冊あたり3,100円）
臨時増刊号（年2冊）サービス
■B5判／約900ページ
一部定価 3,800円（送料212円）

□土木工事市場単価情報誌

季刊 土木コスト情報

本誌は、土木工事における市場での取引価格を工種別、規格別、都道府県別に調査し、市場単価としてわかりやすくまとめ、公共土木工事の積算業務に効率よく活用できるよう工夫した市場単価情報誌です

4月刊（春）・7月刊（夏）
10月刊（秋）・1月刊（冬）

年間購読料〈税込み〉送料サービス
■年4回配本 12,000円（1冊あたり3,000円）
■B5判／約390ページ
一部定価 3,400円（送料180円）

□建築と設備工事の情報誌（建築工事市場単価掲載誌）〔公共建築工事（新営・改修）の共通费率早見表を掲載!!〕

季刊 建築コスト情報

建設省において平成11年4月より建築工事に市場単価方式が導入されたことに伴い、内容を刷新し年4回季刊で発刊
〔市場単価導入工種一型枠工事・鉄筋工事・防水工事・配管工事（屋内）・ダクト設備工事（亜鉛鉄板製）〕

4月刊（春）・7月刊（夏）
10月刊（秋）・1月刊（冬）

年間購読料〈税込み〉送料サービス
■年4回配本 15,800円（1冊あたり3,950円）
■B5判／約760ページ
一部定価 4,600円（送料180円）

平成12年度版 建設省土木工事積算基準

■建設大臣官房技術調査室／監修 ■B5判／968ページ／定価9,370円（税込み）

平成12年度版 土木工事積算基準マニュアル

■B5判／900ページ／定価9,480円（税込み）

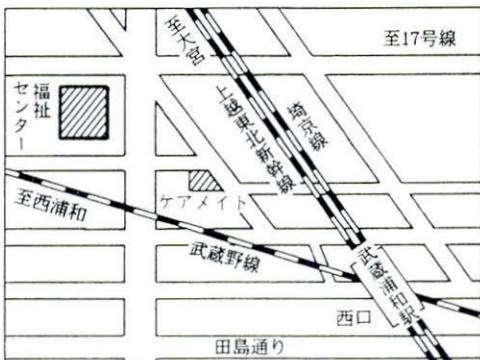
財団法人 建設物価調査会

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町11-8 フジスタービル
☎(03)3663-8761㈹ FAX (03)3663-1397
<http://www.kensetu-bukka.or.jp>

社団法人埼玉県建設産業団体連合会会員名簿 (順不同)

(平成12年10月1日現在)

構成団体名	代表者	所在地	〒	電話番号
(社)埼玉県建設業協会	会長 関根 宏	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(861)5111
(社)埼玉県電業協会	会長 町田 迪	"	"	048(864)0385
(社)埼玉県造園業協会	会長 小林 文武	"	"	048(864)6921
東日本建設業保証(株)埼玉支店	支店長 杉江 博孝	浦和市高砂4-3-15	336-0011	048(861)8885
埼玉県電気工事工業組合	理事長 小澤 浩二	大宮市宮原町1-39	330-0038	048(663)0242
(社)埼玉県空調衛生設備協会	会長 有山 賢市	与野市下落合4-8-10	338-0002	048(855)4111
(社)日本塗装工業会埼玉県支部	支部長 鈴木 真	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4381
埼玉県建設大工工事業協会	会長 目黒 有	"	"	048(862)9258
(社)埼玉建築士会	会長 高木 容	"	"	048(861)8221
(社)埼玉県建築士事務所協会	会長 澤源二郎	"	"	048(864)9313
(社)埼玉建築設計監理協会	会長 高岡 敏夫	"	"	048(861)2304
(社)埼玉県測量設計業協会	会長 岡田 道夫	"	"	048(866)1773
建設業労働災害防止協会埼玉県支部	支部長 首藤 淳	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)2542
埼玉県道路舗装協会	会長 松本喜八郎	"	"	048(861)9971
埼玉県コンクリート製品協同組合	理事長 日下 銀二	上尾市本町1-5-20	362-0014	048(773)8171
埼玉県コンクリート圧送事業協同組合	理事長 庭野 敏夫	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(866)4311
埼玉県砂利協同組合連合会	会長 小林 勘市	熊谷市赤城町2-88	360-0826	048(522)0333
埼玉県下水道施設維持管理協会	会長 小山 保	浦和市常盤9-11-9	336-0001	048(831)9667
埼玉県環境安全施設協会	会長 小川 裕児	浦和市宿285-2	338-0814	048(855)2163
(社)埼玉県建築住宅安全協会	理事長 横田 充穂	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(865)0391
埼玉県総合建設業協同組合	理事長 関口 雅之	"	"	048(864)2811
埼玉県建設業健康保険組合	理事長 神戸 清二	"	"	048(864)9731
埼玉県建設業厚生年金基金	理事長 斎藤 裕	"	"	048(866)4331
(社)情報通信設備協会埼玉県支部	支部長 横田 充穂	大宮市浅間町1-4-4	330-0842	048(642)5771
埼玉県地質調査業協会	会長 服部 圓	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(862)8221
埼玉県生コンクリート工業組合	理事長 鈴木 昭英	浦和市南浦和3-17-5	336-0017	048(882)7993
埼玉県設備設計事務所協会	会長 服部 幸二	浦和市高砂3-10-4	336-0011	048(864)1429
埼玉アスファルト合材協会	理事長 関根 弘	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(838)5636
埼玉県室内装飾事業協同組合	理事長 秋山 節	大宮市東大成2-453 サンハイツ栗原301	330-0037	048(667)5522
(社)日本補償コンサルタント協会 関東支部埼玉県部会	会長 高橋 康彦	浦和市鹿手袋4-1-7	336-0031	048(844)0111
(社)埼玉県建設コンサルタント技術研修協会	会長 小山 正夫	浦和市高砂4-4-1 三幸ビル2階	336-0011	048(863)0988
(社)埼玉県建設産業団体連合会	会長 島村 治作	浦和市鹿手袋4-1-7	336-8515	048(866)4301



埼玉建設労働者福祉センターを ご利用下さい

【所在地】浦和市鹿手袋 4-1-7

【電話】048-861-4311

【施設】大ホール（椅子席500名収容）、会議室、和室、レストラン、喫茶ルーム

【開館時間】午前9時～午後5時

建産連ニュース 第86号

平成12年10月15日発行

発 行 社団法人埼玉県建設産業団体連合会

企画・編集 広 報 委 員 会
〒336-8515 浦和市鹿手袋4丁目1番7号
電 話 048-866-4301
FAX 048-866-9111

印 刷 〒336-0011 浦和市高砂3-6-9
株式会社 信 陽 堂

『建産連ニュース』データ版ご利用の際のご注意

建産連ニュースのデータ版については、以下の事項をご了解の上、ご利用いただきま
すようお願い申し上げます。また、当ファイルを閲覧・ダウンロードされる際には、こ
の条項にご了解いただいたものとみなします。

(1) 著作権について

『建産連ニュース』の著作権は、社団法人埼玉県建設産業団体連合会に帰属しま
す。無断での転用・転載を禁じます。

(2) 免責事項

『建産連ニュース』内掲載の記事・広告は、発行当時のものであり、現在の状況
とは差違が生じている部分がございますので、ご注意ください。

なお、記載内容に関連し、ご利用者の故意・錯誤により生じたいかなる損害につ
いても、一切の責任を負いかねます。

(3) 配布について

この『建産連ニュース』データ版は、無料で配布しておりますが、著作権者の許可
無くしての二次利用・再配布を禁止いたします。

なお、本ページは著作者情報となります。このページを削除することを禁じます。

(4) お問い合わせ

その他、記事内容・ご利用方法について、疑問・質問等がございましたら、下記
の当連合会事務局までお問い合わせください。

○お問い合わせ

社団法人埼玉県建設産業団体連合会
事務局

電話 048-866-4301

E-mail somu@sfcc.or.jp

URL <http://www.sfcc.or.jp/>

平成23年2月